# 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略 【平成 28 年度報告書】

平成 29 年 11 月 鞍手町

# \*\* 目 次 \*\*

1.	はじめに	
2.	鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略	
3.	基本目標と具体的施策	
4.	総合戦略の期間	
5.	効果検証	1
6.	各種計画進捗管理の基本的な考え方【行財政改革・総合戦略】	3
7.	鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート評価要領	5
8.	平成 28 年度鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略総合評価シート	6
	(基本目標及び重要業績指標進捗率)	
Ω	総合戦略PDCAシートの見方	8
Э.	高古戦略FDCAラートの充力	0
10.	平成 28 年度鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略 P D C A シート	9
	(具体的施策連番1~連番37PDCAシート及び資料)	
11.	平成 28 年度「北九州都市圏域」による『きりん』の輝き推進事業	75

# 1. はじめに

この報告書は、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標及び具体的施策について平成28年度の取組状況及び効果検証について取りまとめたものです。

# 2. 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略

総合戦略は、鞍手町人口ビジョンを踏まえ、国が策定した「総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則を基に、安定した人口構造を保持し、若い世代を中心に将来にわたって町民が安心して働き、結婚・出産・子育ての希望を実現することができる地域社会の構築を目指すため、町の実情に即した「鞍手町ならでは」の施策を実施しています。

# 3. 基本目標と具体的施策

鞍手町人口ビジョンの分析結果から本町の現状や課題を踏まえて、4つの基本目標 を定め、その実現にあたっては、具体的な施策を掲げ実施しています。

# (1) 基本目標

4つの目標を設定し、目標達成のために講ずべき政策の方向性を掲げています。

基本目標1 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援

基本目標2 鞍手町への新しい人の流れをつくる

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する

# (2) 具体的施策

町の最上位計画である総合計画の施策分野から、人口減少問題に立ち向かうための37事業を抽出し、具体的施策として重点的に取り組んでいます。

## 4. 総合戦略の期間

総合戦略の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。 実施状況等については、毎年議会に報告します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合戦略	策定					
WE I WILL			→ 報告			

## 5. 効果検証

盛り込んだ施策には分野ごとに5年後の基本目標を設定し、行政活動そのものの結果(アウトプット)ではなく、その結果として住民にもたらされた便益(アウトカム)に関する数値目標を設定しています。

さらに、具体的施策には、目標値として KPI (Key Performance Indicator=重要業績評価指標)を設定しています。

具体的施策は、マネージメントサイクルである PDCA (Plan (計画) Do (実行) Check (評価) Action (改善)) を絶えず繰り返し、その進捗状況や成果を管理していくこととしています。

なお、評価、検証内容は、年度ごとに産官学金労言で構成する推進委員会によるチェックを受けながら、柔軟に事業計画を見直していくこととしています。

## ■平成28年度事業評価スケジュール及び報告内容

期日	内 容
平成 29 年 7 月 11 日	<mark>各種計画調整会議</mark>   会議内容 (1)各種計画評価方法の見直しについて
平成 29 年 7 月 13 日 ~ 7 月 31 日	各種計画 P D C A シート等作成 (事業所管課へ依頼)
平成 29 年 8 月 1 日	政策推進課において各シートのチェックを行い、資料の追
~9月28日	加及び修正依頼等の調整を行う
平成 29 年 10 月 10 日	鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議会議内容 (1) 具体的施策の評価について (2) 重要業績指標の見直しについて
平成 29 年 10 月 10 日	(1)推進本部員による具体的施策の個別評価
~10月17日	(2)推進本部員による個別評価を総合評価として整理
平成 29 年 10 月 30 日	鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会

### 会議内容

- (1) 具体的施策の評価結果の報告
- (2) 重要業績指標等の見直しについて説明
- ①基本目標2の目標指標、重要業績指標の変更 観光入込客数の変更 目標値200,000 → 300,000
- ②基本目標1、基本目標2の具体的施策4、5の事業名変更 学校まるごとアニメ事業 → 学校まるごとサブカル事業
- ③基本目標 4 具体的施策 35、36、37 の重要業績指標の変更 重要業績指標 策定時 未実施 → 3 事業 重要業績指標 目標値 5 件 → 15 事業
- ④具体的施策 連番 17 体験型お見合い → 手法について再検討
- ※指標が変更になることから進捗率も変更となる旨を説明
- (3) 産官学金労言で組織する総合戦略推進委員会からの意見等
  - 【質問】基本目標1の事業は進捗しているようだが、他の事業は進んでいないように見受けられる、優先順位があるのか。
  - 【回答】各事業については、所管課において積極的に取り組んでくれとは言っております。どれも重要な事業だとは思っている。しかし、事業内容によっては、準備期間等を要し、取り組めていないというものもあります。
  - 【質問】体験型お見合いは、費用対効果がないということだけでなく、見合った効果がないということですが、こういう項目は短期間に結果がでるものではないと思うので費用対効果だけで、見直しをするのではなく、若い方が非常に少ないといことから支援をすることは必要であり、そこで見直しというのは非常に疑問を感じる。
  - 【回答】出会いの場を提供するということを当初、行政がする必要があるのかというご意見もありました。実際進めてきた結果、費用対効果がないことを実感しました。しかし、若い世代の出会いについては積極的に支援をしていかなければと考えている。方向性については検討していくこととしている。
  - 【意見】中学校が1本化になり、教育環境の設備が整っている。しかし、交通の 便等に不便があるのでないか。
  - 【意見】小学校中学校への学力向上に福岡教育大学の学生をボランティアとして 派遣している。学生の経験にもなるため、今後も協力をしていく。
- (4) その他(自由討論)
- ●くらて学園 ●フィルムコミッション ●広域連携
- ●キッザニア(楽しみながら社会のしくみが学べる「こどもが主役の街」)
- ●企業を活用した事業(ものづくり)
  ●若い人たちがくるための仕事
- ●子育て支援(未就園児から幼稚園)の充実をすれば20歳代、30歳代の若い女性が集まる ●商品開発は斬新なものを
- ●空家問題と子育て世代のリンクを(助成制度も含めて検討)
- ●くらて病院の件
- ※委員の意見等については、平成29年度実施していく中で参考としていくこととします。

# 6. 各種計画進捗管理の基本的な考え方【行財政改革・総合戦略共通】

各種計画の改革項目や具体的施策について、それぞれに示した方法で住民等に分かりやすい説明となるように作成しています。

# (1) 計画 (Plan)

当該計画は、策定時に現状と課題を把握したもので、計画欄の内容については変更をせず、見直しが発生する際は見直し欄に変更点がわかるように修正を行うこととします。

# (2) 実施(Do)内容

- ①各事業の実施内容、検討内容について記載。
- ②目標への到達状況を記載。
- ③数値目標を定めているものは、具体的な数値を用いて目標への到達率若しくは、現時 点での目標への到達率を記載。

# 行財政改革のみ(⑤)

- ④実施前の場合は、検討に向けた準備内容を記載。
- ⑤検討の結果、実施することとしたものは、見直しの欄に実施内容を記載。

# (3)評価・点検(Check)

## ■進捗率の考え方

平成28年度から平成31年度までの計画期間の4年間(総合戦略については、平成27年度からの5年間)における目標への到達度合をパーセント表示で記載。記載に当たっては、数値目標の設定の有無によって次のとおり判断。

## ①指標に数値目標(実施割合等の率、効果額等の金額など)を定めている場合

プランに掲げた数値(平成28年度又は平成31年度実績)から最終目標数値への到達率を、初年度から当該実施年度までの進捗率として記載。

# ②指標に数値目標を定めていない場合

進捗率	検討期間の進捗率(行財政改革のみ)	実施中の進捗率
_	検討期間前	実施期間前
0 %	未着手	未着手
20%	着手したが、まだ情報収集中であるなど、具体的な検討や策定の取り組みに至っていない段階	着手したが、予算措置、例規の整備、 関係機関との調整など、実施に向け た条件整備等を行っている段階
40%	検討あるいは策定が半分も終わって いない段階	具体的な取組を開始したが、まだ効 果の創出に至っていない段階
60%	検討あるいは策定の半分以上が終わっている段階	多少効果が見え始めた段階
80%	検討あるいは策定がほぼ完了しているが、公表するには不十分な段階	一定の効果を創出しているが十分と は言えない段階
100%	検討結果または策定した計画や方針 を公表・事業実施できる段階	十分な効果を創出している段階

## 行財政改革のみ(③)

③指標に効果額を定めている場合

効果額は、基本的には収入の増加額または支出の削減額のことを言うが、複数年度にわたる計画では条件整備等による支出の増加により、一時的にマイナスとなることも考えられます。記載に当たっては、次を踏まえる。

■効果額欄に記載する金額について

平成 26 年度実績 (策定時) における支出の削減額、収入の増加額及び支出の増加額を合計し、計画期間内の実績を合算したものを累積効果額として記載。

■予算措置により当該年度中に見込まれる効果額について

第5次行財政改革までは、予算を措置することは、当該年度の数値目標を定めることとも言い換えられるため、措置された予算額に基づいて当該年度中に見込まれる効果額を算出し、具体的取組内容欄に記載していましたが、第6次からは効果額には含めません。

# ■評価·貢献度

- ①事業の取組内容に対する総合評価を評価区分より選択
- ②指標の成果に対しての評価を評価区分より選択し、その評価理由について記載
- ③当該計画における貢献度を事業の取組及び指標の成果を鑑み評価区分から選択し、 その評価理由を記載。
- ※貢献度は、計画期間を 100%とし4年間であれば 25%×4年間5年間であれば 20%×5年間

を基本ベースとし、別紙行財政改革評価要領、総合戦略評価要領で貢献度を評価。

# (4) 見直し(Action)

- ①今後の事業の方向性について、方向性区分より選択
- ②事業の結果が思わしくない、目標への到達率が低い場合などは、その理由を示すとと もに今後の取組についての見直し等の方向性を記載。
- ③目標に到達した場合は、更に高い目標設定が可能かどうか検討し、その方向性を記載。 行財政改革のみ(④~⑥)
- ④検討の結果、実施しないこととしたものは、その理由を記載。
- ⑤検討が停滞している場合は、停滞している理由や課題・問題となっている事項を記載。
- ⑥予定していた検討期限を超え、更に検討期間を要することとなりそうな場合は、その 理由を示すとともに、見直し後の検討期間とその後の予定を記載。

## (5) 事業に係る資料

各種事業について、PDCAシートのみで報告できないものは、資料を作成。

# 7. 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略PDCAシート評価要領

PDCAシートは、総合戦略における具体的施策【計画(Plan)】について実施内容やKPI(重要業績指標)を中心に成果や課題などを踏まえた総合評価を行うとともに、目標達成に向けた今後の展開等を示すためのもので、事業の進捗管理を行うもの。

【基本目標】……基本目標は、その達成を図る指標を定め、平成31年度末の目標値を設定(担当所管課での記入不要)

【重要業績指標(KPI)】……基本目標の達成に向けた具体的施策ごとの成果を図る指標で、平成31 年度末の目標値を設定

【実施(Do)】……策定時に定めた計画と具体的手法による年度ごとの実施内容について詳細に記載

# 【評価(Check)】……事業の取組内容に対する評価 ※区分については、ドロップアンドリストより選択

区分	評価内容
А	計画以上の事業実績及び事業効果があった
В	計画通りの事業実績及び事業効果があった
С	計画が遅れがちであったが、概ね計画どおりの事業実績及び事業効果があった
D	計画通りの事業実績であったが、事業効果はよくなかった
Е	計画が遅れており、事業実績も事業効果もよくなかった
F	計画が大幅に遅れ、計画通りの事業実績及び事業効果は得られず計画を見直す必要がある。

# 【評価内容】 …… KPIに対する評価とその理由について記載

区分	評価内容
a	目標を大きく上回って達成
b	目標を上回って達成
С	ほぼ目標どおり
d	目標を下回った
е	目標を大きく下回った
f	達成できなかった

## 【貢献度】……総合戦略全体を通した貢献度に対する評価とその理由について記載

区分	貢献度	貢献度の目安(計画期間 100%)
I	貢献している	KPIの達成度が各単年度の進捗率が20%以上
П	やや貢献している	KPIの達成度が各単年度の進捗率が15%以上
Ш	貢献の度合いが薄い	KPIの達成度が各単年度の進捗率が10%以下
IV	貢献できていない	KPIの達成度が各単年度の進捗率が5%以下

# 【見直し(Action)】……事業の実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容について記載

区分	評価内容							
i	事業規模拡大	当初の計画やKPIを達成したことから、さらに事業効果を出すために計画内容、KPIを変更して実施						
ii	現状のまま継続	実施内容、KPIともに現状のまま実施						
iii	改善しながら継続	一部計画内容を見直し実施						
iv	事業規模縮小	計画内容、KPIを見直し実施						
V	事業の変更	事業効果がないため、その要因等を分析し、基本目標に沿った事業の 全面的な変更						

# 8. 平成28年度鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略総合評価シート

所管課において評価した各個別PDCAシートの内容を下記の区分で総合評価基準に照らし、見直 しの区分を除いた評価項目のAの区分に2項目以上該当、Bの区分に2項目以上該当、それ以外を Cと評価する。

# ■総合評価基準 I

区分	点数	事業に対す	る取組評価	KPIに対しての評価	貢献度	見直し
Α	5 評価以上	A	В	a b	І П	i ii
В	4 評価以上	С	D	c d	Ш	iii
С	_	Е	F	e f	IV	iv v

# 基本目標1 鞍手町における安定した雇用の創出と企業支援

	テーマ	項目	新規起業数 事業者数		従業員数			
		策定時	_	_	552社		6,260人	
		目標値	30	件	582社		6,400人	
標	***	平成27年度						
指揮	鞍手町における安定した雇 用の創出と企業支援	平成28年度		T/	。 战90年度工:	<b>学</b> 学	25	
標	川が石山と正未入坂	平成29年度			成29年度工業統計調査後 国からの報告後)に記載			
		平成30年度						
		平成31年度						
No.	事業名	KPI (	策定時)	目標値	現在値	進捗率	総合評価	本部評価
1	雇用対策事業	就業者数	未実施	40人	5人	12.5%	С	$\triangle$
2	インターネットショップ企業等支援事業	ショップ起業数	未実施	4件	1件	25.0%	В	$\triangle$
3	創業支援事業	起業数	未実施	8件	8件	100.0%	A	0
4	学校まるごとサブカル事業	起業数	未実施	22件	2件	9.1%	В	$\triangle$

# 基本目標2 鞍手町への新しい人の流れをつくる

	テーマ	項目	社会増減(	(転入者数-	転出者数)	観光入込客数			
		策定時		21人/年			127,000人		
目		目標値		50人/年			変更→	300,000人	
標	・交流人口の拡大	平成27年度		-79人/年	i	299, 200人			
指	・移住・定住の促進	平成28年度		-75人/年	Ē		322, 100人		
標		平成29年度							
		平成30年度							
		平成31年度							
No.	事業名	KPI (	(策定時)	目標値	現在値	進捗率	総合評価	本部評価	
5	学校まるごとサブカル事業			200,000人		161. 1% 107. 4%	A	$\circ$	
6	体験農園事業(観光まちおこしプロジェクト)	feet via		変更			A	$\circ$	
7	特産品のPR(観光まちおこしプロジェクト)	<ul><li>観光</li><li>入込</li></ul>	127,000人		322, 100人		В	$\triangle$	
8	特産品のプランド化 (観光まちおこしプロジェクト)	客数					В	$\triangle$	
9	特産品の販売促進 (観光まちおこしプロジェクト)			300,000人			С	×	
10	W i -F i 整備						В	$\triangle$	
11	鞍手町定住促進奨励金交付事業	転入世帯数	41世帯	170世帯	89世帯	52.4%	A	0	
12	民間賃貸住宅建設促進事業	民間賃貸住宅建設戸数	未実施	50戸	0戸	0%	С	×	
13	新婚子育て世帯家賃補助	新婚・子育で世帯の家賃補助	未実施	30世帯	0 世帯	0%	С	×	
14	おためし居住	都心部からの移住世帯数	未実施	5世帯/年	11世帯	44.0%	В	$\triangle$	
15	移住・定住の情報発信	都市部からの移住世帯	未実施	0世市/ 牛	11 [五]	44.0/0	В	$\triangle$	
16	空家バンク	空家パンクを通じた移住世帯数	未実施	5世帯/年	0世帯	0%	С	×	

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

	テー	マ		項	目	0歳~14歳までの人口割台			
				策策	定時	11%			
目				目核	票値	13%			
標	・出会いの場の提供	ナーフェ	平成2	7年度		11.3%			
指	・安心して子供を産み、・児童・生徒の確かない	平成2	8年度						
標	育環境の充実	1_\1\^\1\		平成2	9年度	次	期国勢調査	後	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			平成3	0年度	に	記載		
				平成3	1年度				
No.	事業名	KPI (	策定時)	目標値	現在値	進捗率	総合評価	本部評価	
17	体験型お見合い	成婚率	未実施	5組	0組	0%	С	×	
18	新婚及び子育て世帯家賃補助	新婚・子育て世帯家賃補助	未実施	30世帯	0組	0%	С	×	
19	妊婦健診の拡充 (妊婦健診時の支給頸がん検診公費負担)	妊婦健診時の支給頭がん検診受診率	未実施	90%	27.7%	27. 7%	В	Δ	
20	不妊治療への助成	助成対象者の出生数	未実施	10人	0人	0%	С	×	
21	乳幼児等医療費支給の拡大						A	$\circ$	
22	医療体制の充実						В	$\triangle$	
23	育児用品の支給 (紙オムツ支給)						В	$\triangle$	
24	授乳室の整備				総合戦略	7. 是效年	A	$\circ$	
25	保育事業への就学前教育の導入	子育て支			一般にア		В	$\triangle$	
26	小学校交流事業(授業・修学旅行・宿泊学習等の合同実施)	援策の満	未実施	90%	ト調査の		В	$\triangle$	
27	学習アシスタント事業	足度			行い、記	記載	A	$\circ$	
28	放課後教室の設置						С	×	
29	英語教育の充実(ALTの拡充)						В	$\triangle$	
30	ふるさと歴史学習						A	0	
31	教育相談員の配置						A	$\circ$	

# 基本目標4 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する

24.1	条件日保は 地域♥ク女主 女心は地域ですり、A域建協ではにする								
	テー	マ		項目		住みよいと感じている人の割合			
				策员	46. 2%				
目						80%			
標	4.4.4.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	平成2	平成27年度			A What E 44 to			
指	・安全・安心なくらしの確保 ・広域連携の強化			平成2	平成28年度		総合戦略最終年 度後にアンケー		
標				平成2	9年度		及後にアンケー 		
		平成3	0年度		ح =				
					平成31年度				
No.	事業名	K P I (策定時)		目標値	現在値	進捗率		総合評価	本部評価
32	生活支援体制整備事業	支援体制の満足度	支援体制の満足度 未実施		0団体	0%		С	×
33	避難行動要支援者名簿活用事業 避難訓練の実施数 4件			7件	5件	71.4%		В	Δ
34	防犯対策事業 犯罪件数 173件		173件	犯罪件数の減少	164件	5. 2%		В	Δ
35	連携中枢都市圏事業		未実施	5件		260. 0%		A	0
36	直方・鞍手広域連携プロジェクト	連携事業件数	変更↓	変更↓	13事業	۷00.	U /0	A	0
37	直方宗像線沿線自治体連携事業		3事業	15事業		86. 6	5%	A	0

推進本部にて、所管課が評価した個別PDCAシートを参考とし、実施内容、進捗状況等を確認の上、事業に対しての評価を下記の区分にて〇△×で評価する。(進捗率は目安)

	価基準Ⅱ	
評価	委員会評価	進捗率の基準(単年度)
$\bigcirc$	実施内容、目標値に対する単年度効果も良好であり、継続して事業を推進する	進捗率20%以上
$\triangle$	実施内容は良好であるが、目標値の効果が薄い。要因の分析を要する	進捗率20%以下
X	目標を下回っており、実施内容や目標値等の見直しを要する	進捗率10%以下

まち	まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度											
_	目標		9.	総合戦	略PD	CAシ	ートの	見方				
連	番 17	7 <del>-</del> 1E	王官課		生進課	<b>くしての</b> 1	世の謎					±∧=±
	目標 若い世代の第 -マ 出会いの場			重要業績指			値笙が変配	ョニかった	世 全	開始年月	到達年月	検証
	<b>美名</b> 体験型お見			生女未順日は、変更と					<b>物ロ</b>	H28.2	Н32.3	見直し
具	重要業績			)	++		指標(	実施に関	員する目	標達成σ	)状態)	
	■ 車度末におけるKP		度末にお		基 - 本	項目		での人口割合		✓ 最終年	- F度に記載	載する
	I の実績を記載。	I	の進捗率	を記載。	目	策定時		3%			記載不要	
標	目標値 現在値 (	VΩ	5組	0.00/	標	目標値		1%				
値	25	)組		0.0% <b>=</b>	油	最終値 算額		2出 田九 3	│ 事業名等	及び性言	7車佰	
	決算額を記載。	財		支出金	<i>/</i> /\-	<del>弄领</del> 599千円	地方創			X U 1寸 n	1. 字块	V
<u>+</u> .	** # / <b>**</b>	源		出金		000 1 1 1			金・交付金	全(国庫3	支出金)	p
	業費 (決算額) (単位:千円)	の	地	方債					金・交付会			₹
	(辛四:11]/	種		他特財		282千円			助金等の名 ∪たい内容			<u> </u>
		類		g財源 = 1		001 7 111		頁として記		170 03.101	O. 11 HD -	,
	# <del>*</del>			計 ぶ。の <del>不</del> き	C. 4E.V.	881千円	17.01.12	ては 町	しまれて	ぶ井屋	で生物	
el m	備 考 ī (Dlan)		かれしんな	バへの委託	L。 始活	1 1 1	(C-)(\)	ていよ、回	こがれん	ノル共催	く夫他。	
課	【(Plan) 現在、鞍手町に	/十类)	里かが山	(今)ス円+	音がなく	すた 甲	T外の芋=	大が 数 手叩	肛に見るこ	雷 ごっ し・	がリッナー	そのた
題	め、町外の若者が											
と解	挙がる可能性が低	い。男	女で作業	体験(例2	えば田植え	えや農产は	5- 1- 1- 1- 1- 1- J	2 181 1 -	-1 21.	7 11/11	DDOA	どで打ち
決 の	上げをして親交を し、鞍手町に関心					T / 1			際の実施に			是供
方	また、この企画					」			は、この			
策	・より親交を深め	てもら	うためメ	ンバー固定	とで年4[				となるが、 合は、【.			
具体	(※町の特産品	のPR	や農作業	等の四季を	を通じた何	本験			□16、 <b>1</b> . とし、変]			
的	・男性15名(会費 ・結婚後、10年以	3,000  上数手	円)、女性	生15名(会	費3,000	<del>り</del> )			行わない。			
手	<ul><li>・福畑俊、10年以</li><li>・福岡県事業であ</li></ul>	工 <del>製す</del> る「出	一島に住ん	/に場合、 ii 応援団体 i	に参加して	EC し、あかv	でポット	の包鋏白	(ポソ <b>ठ,</b> UUU	ノ人ノ (ニメ)	19 21 1	ント情
法	報の発信											
実統	(Do)											
	平成28年4月 トを「あかい糸め											
実	1.5 1800-4.0880	(۵)	豆虾石	川井取る元1	п С、Ш	Z / . ~ // // /	70万女。	「日秋光」				
施	■平成28年度 婚			James Hele ( )						の実施内	容を記載	ì.
内容	6月30日 華世 9月11日 「鞍			ちの魅力と ty」(ぶと						カッフ	プル成立	2組
				≸活Party」						『ル成立		_ //
<b>== 4</b>	i (Check)											
					A 計	画以上の	効果がス	あった	D 計画通	りで 古 <del>ツ</del> /	の取組に対	H <b>+</b> Z
評	事業の取約		に	D		画通りの					り 取 組 に X を A ~ F 0	
価	対する	評価				れがちであったが				大幅 から道		
			ての評価						の理由			
評	a 目標を大きく					ベントとし 者は町外カ						
一価	b 目標を上回					ョは町クトノノ 戊できなカ						
内	c ほほ KPIに対 d 目標 ~fの区が			f	フォロー	ーアップを	と行ったか	が、プラィ	イベートだ	な内容と	なるため、	立ち
容	e目標を大き					内容まで⊄ 没定したd						こ。指標 した。
	f達成できな					又たした肌	(外百千) 亿 月	主収りるり	こ (よ ボ <b>1 川 ゴ</b>	ま田 で 記事	以。	√/ <u>C</u> 0
		献度						貢献度	の理由			
貢	I 貢献してい					11を含まる						
献	Ⅱ やや総合戦	格全体 幸 ᅔ エ	を通し			りとなり、 度できなレ						
度	Ⅲ 貢献 た貢献 区分か	長を⊥ ら選択	~1000	IV	するにに	は、無理か	ぶあり、さ	さらに、貧	兼定時の身	具体的手法	去について	
	IV 貢献 Economic	,.			上困難~	であると半	川断するこ	ことから、	貢献度	の内容を	記載。	
	[し(Action)											
76 L		向性	区分		<u> </u>	実施結果 <sup>.</sup>	や評価を	- 踏まえた	た今後の	方向性も	力善切	容
	i 事業規模拡				今回の事業	*実施には、	準備と運営	には多くの	人員が必要で	でした。また		度は地方
見	ii 現状 今後の				創生加速化	/ 応付全の採	LET 2 8 . 3 . 10				- 1 /-/200 1	
		申耒い	方向性		か、今後に	t、一般財源	択かあり、 として予算	事業費の内 計上するに	599千円は国 は、費用対ダ	庫支出金で	賄うことがつ	できました
直	iii 改善 につい	τ i ~			こととしま	は、一般財源 ます。	として予算	計上するに	は、費用対象	効果が薄いこ <b>* 4 = + !</b>	賄うことが <sup>*</sup> ことから事業 ** <b>=                                  </b>	できました を見直す
直し		τ i ~		_	こととしま しかし、単 現するため	は、一般財源	として予算 げてていま 世代が安心	計上するに す 「結婚 」 て結婚	は、費用対象 事業の実施 <b>後の方</b> 向	<sup>助果が薄いこ</sup> <b>短結果を</b> 顕 <b>対性や改</b> 割	賄うことが <sup>*</sup> ことから事業 <b>沓まえた</b> <b>告内容に</b>	できました

#### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連 番 その他の課 主管課 地域振興課 基本目標 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援 開始年月到達年月 検証 テーマ | 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援 H27.4 H32.3 事業名 雇用対策事業 重要業績指標(KPI) 具 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 新規起業数 事業所数 就業者数 項 従業員数 的 本 策定時 未実施 策定時 552社 6,260人 目 目 目標値 40人 目標値 30件 582社 6.400人 標 標 進捗率 現在値 値 5人 12.5% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 B 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 9,716千円 町おこし協議会返還金 9,716千円 類 一般財源 414千円 くらて起業塾 計 10,130千円 備 考 i (Plan) 本町を管轄する福岡労働局ハローワーク直方の平成26年度の有効求人倍率の平均は0.82であり全国の1.11、福岡県 の1.00を下回っており、求人数(企業側)の低さがうかがえる。 具体 農商工連携による地域資源を活用した商品開発や観光商品の造成。 既創業者や創業予定者を対象に、新分野への進出や新規創業などに対する研修会の開催並びに地域求職者の能力開 発、人材育成に係るセミナー等の開催。 手法 E(Do) ・平成28年度から地域資源を活用して商品開発等を行う「都市農村共生・対流及び地域活性化対策事業」に取り組 むため、地域の農商工業者らで組織する「ふっくらくらて町おこし協議会」を平成28年4月25日に設立。平成28年 6月20日、九州農政局長より事業承認を受け、以後、通学合宿を活かした都市部との連携事業や地域性を活かした 商品開発セミナー、商品種別毎の専門家招へい、デザイン制作支援、視察、共通パッケージのデザイン制作などを 実 行いました。 施 【実績】平成28年度 就業者実績 2人 内 経営、財務、人材育成セミナーなどを行う「くらて起業塾」の開催や創業相談窓口の開設に取り組みました。 【実績】平成27年度 就業者実績 3人 平成28年度 就業者実績 0人 (Check) 评值 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に E E 計画が遅れ、効果もよくなかった B 計画通りの効果があった 価 対する評価 F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった KPIに対しての評価 評価の理由 KPIの目標値では年間8人の就業者を増やす計画であるが、2か年 a 目標を大きく上回って達成 評 の取り組みで就業者数が5人にとどまっている。進捗率は12.5%と低 b 目標を上回って達成 価 調であることから左記の評価としました。 c ほぼ目標どおり 内 e 目標を下回った 容 目標を大きく下回った f 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 貢献している 就業者数は伸び悩んでいるものの、その受け皿となる新規起業数は2 貢 か年で11件となっており、今後の経営規模の拡大によって雇用機会の Ⅱ やや貢献している 献 増加が見込めるため左記の評価としました。 Π Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 Ⅳ 貢献できていない [し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 当面は、現状の取り組みを継続して就業者の受け皿となる創業希望者 事業規模拡大 見 の支援に取り組むこととし、鞍手町商工会、直鞍産業振興センター等 ii 現状のまま継続 直 が行う各種支援・指導業務の情報発信に努め、企業の経営安定、拡大 iii 改善しながら継続 ii 等を促進し、就業者の雇用機会の確保に取り組んでいきます。 iv 事業規模縮小

事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 連番 主管課地域振興課 その他の課 **基本目標**|鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援 開始年月 到達年月 検証 テーマ 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援 H27.4 H32.3 事業名 インターネットショップ起業等支援事業 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 ショップ起業数 新規起業数 事業所数 従業員数 項 目 的 本 552社 策定時 未実施 策定時 6,260人 目 目 目標値 4件 目標値 30件 582社 6.400人 標 標 現在値 1件 進捗率 値 25.0% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 100千円 計 100千円 備 考 i (Plan) インターネットショップ起業支援事業に係る広報について、町公式HPや広報紙を活用し問い合わせが3件。9月 末に1件申請。 コストが発生するような手法はではなく、これまでどおりの町公式HPや広報紙、さらに町公式フェイスブック ページを活用して広報を行う。 ത 方 町公式ホームページでは、トピックスを活用するなど閲覧者の目に留まりやすくし、広報紙においては、掲載回数 貫 を増やすなどの手法で広報に努める。町公式フェイスブックページでは定期的に情報投稿を行い周知に努める。ま 体 た、併せて商工会などを通じ事業者への啓発を行う。 的 手 法 (Do) ・インターネットショップ起業等支援制度の情報発信のツールとして、広報紙、公式ホームページ、フェイスブッ クなどを活用し周知を行いました。また、平成27年度に引き続き、鞍手町と鞍手町商工会で主催している「くらて 起業塾」のセミナーの中で創業希望者に対し制度説明を行ったほか、電話などで問い合わせのあった方への訪問説 明も行いました。平成28年度の実績については、昨年9月に申請された方が6か月の営業期間を経過されたことか 施 ら、補助金の交付を行いました。 ※補助金額:対象経費の1/2 (上限10万円) 【実績】平成27年度 起業数 0件 平成28年度 起業数 1件 i (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に C 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 KPIの目標値では、おおよそ1件/年となっていることから、ほぼ 目標を大きく上回って達成 評 目標を達成しました。 b 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり 内 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 年間3件程度の問い合わせがあるものの、事業実施まではいかない現 I 貢献している 貢 状があり、今後の交付実績の伸びが懸念されることから左記の評価と Ⅱ やや貢献している 献 しました。 Ш Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 Ⅳ 貢献できていない [し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 インターネットショップは、競争率の高さや事業経費などの大きなリ 事業規模拡大 スクを背負うことから、事業着手に至らない現状があると判断しま ii 現状のまま継続 見 す。今後の方向性については、補助額の増額なども考えられますが起 直 iii 改善しながら継続 ii 業者にリスクもあることから、当面はこれまでどおりの制度で、広報 iv 事業規模縮小 紙、公式ホームページ、SNSなどを活用して情報発信を行っていき v 事業変更 ます。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 連番 その他の課 主管課地域振興課 基本目標 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援 開始年月 到達年月 検証 テーマ 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援 H27.4 H32.3 事業名 創業支援事業 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 起業数 項 新規起業数 事業所数 従業員数 本 的 552社 策定時 未実施 策定時 6,260人 目 目 目標値 8件 目標値 30件 582社 6.400人 標 標 8件 現在値 進捗率 100.0% 値 最終値 決算額 補助事業名等及び特記事項 科 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) ഗ 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 硩 一般財源 計 0千円 備 考 予算は、連番1、2に計上 (Plan) 創業支援事業計画(平成27年2月27日付、経済産業大臣・総務大臣認定)を策定し、創業者の支援(経理・財務・ 人材育成・販路開拓)を行うこととしているが、これまでも商工会において個別に創業セミナー等を行ってきた。 しかし、参加者はごく少数であり、相談件数も4~5件程度であったことから、今後の受講者の確保が課題であ と解決の る。 町公式ホームページ、広報紙、町公式フェイスブックページなどを活用し広く住民に周知を行う。また、公共施設 体 の掲示、配布用として啓発ビラを作成する。 的 手 法 (Do) ・創業支援事業計画に基づき、経営、財務、人材育成セミナーなどを行う「くらて起業塾」の開催や創業相談窓口 の開設に取り組みました 【実績】平成27年度 起業数 平成28年度 起業数 5件 実 2件 施 内 ・地域性を活かした商品開発セミナー、商品種別毎の専門家招へい、デザイン制作支援などを行う「都市農村共 生・対流及び地域活性化対策事業」に取り組みました。 容 【実績】平成28年度 起業数 1件 (Check) 拌值 A 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に Α 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 KPIおける起業数の目標値8件に対し、平成27、28年度の2か年の a 目標を大きく上回って達成 評 取り組みで8件の起業者を確保できたため左記の評価としました。 b 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり 内 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 各事業で起業者を輩出していますが、中でも鞍手町商工会と連携して Ⅰ 貢献している 貢 行っている「くらて起業塾」では専門講師による経営、財務などの各 Ⅱ やや貢献している 献 種セミナーを開催し、受講者の課題に沿った細やかな指導ができこと Ι Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 により、目標を超える起業者を輩出できました。 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 当面は、現状の取り組みを継続して創業希望者の支援に取り組むこと 事業規模拡大 とします。 見 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

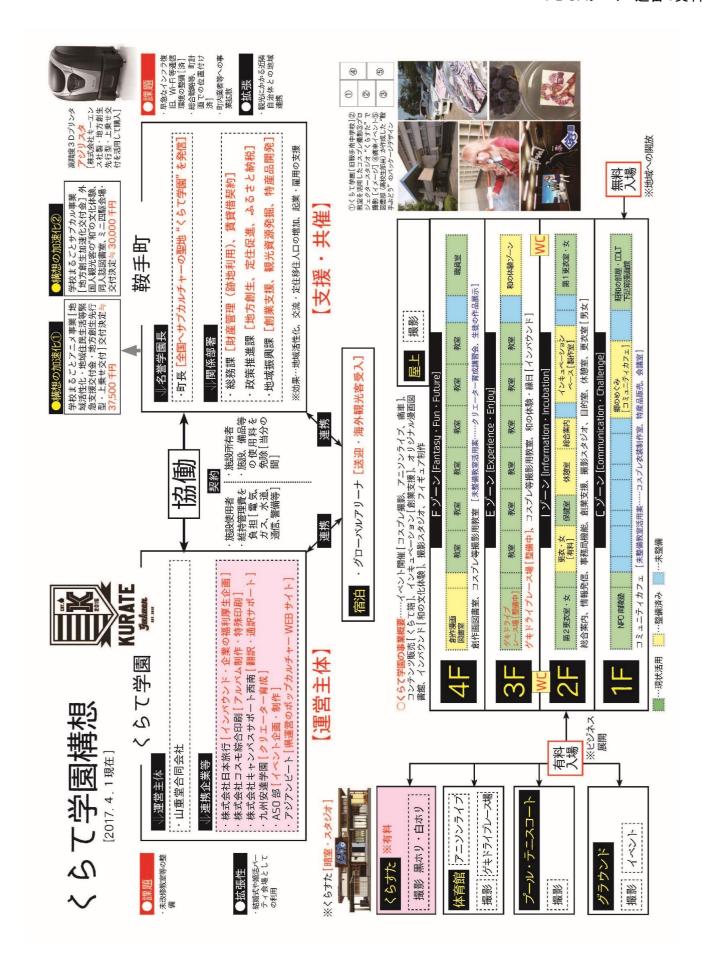
#### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 4 その他の課 総務課 政策推進課 主管課地域振興課 基本目標 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援 開始年月 到達年月 検証 テーマ | 鞍手町における安定した雇用の創出と起業支援 H27.7 H32.3 事業名 | 学校まるごとアニメ事業 ※No.5 再掲 | 変更 学校まるごとサブカル事業 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 標 起業数 新規起業数 事業所数 項 従業員数 目 本 的 552社 策定時 未実施 策定時 6,260人 目 目 目標値 22件 目標値 30件 582社 6.400人 標 標 現在値 2件 進捗率 値 9.1% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 9,000千円 地方創生加速化交付金 その他特財 類 一般財源 7千円 計 9,007千円 備 考 i (Plan) 少子高齢化時代の到来による地方人口の減少が社会問題とされる昨今、本町においても、定住人口の減少が顕著と なり、食い止めるべく様々な施策に取り組んでいるところであるが、問題解決には至っていない。また、雇用にお ع いても本町を管轄するハローワークの有効求人倍率が1未満という地域でもあることから、人口問題と併せ雇用面 にも大きな課題を抱えている。 決 観光による交流人口の増加や新規創業による雇用の創出を目的とした「観光」と「創業」をキーワードとする「学 方 校まるごとアニメ事業」に取り組む。 策 旧鞍手南中学校を活用して「観光」及び「創業支援」事業に取り組む。「観光」…アニメやゲーム、フィギア等の 具 装いを楽しむ「コスプレ」が流行っていることなどから、校舎の2・3F部分を開放して「コスプレ」イベントの 体 撮影会やアニメソングのライブ会場などに利用する。「創業支援」…アニメ関連イベントの参加者がクリエイター 的 を志望していることが多いということから、校舎2F部分をインキュベーション施設として、クリエイター等の育成に利用する。その他、1F部分を地域拠点としてコミュニティカフェや特産品の販売等に利用する。 企画・運営に関しては、サブカルチャー分野に精通した民間事業者に委託する。 手 i (Do) ・くらて学園(旧鞍手南中学校)校舎の2階部分の一室をインキュベーションベース(創業支援室)として開放。 机、椅子、パソコン、ペンタブレットなどを貸与し、写真、映像、アニメ、デザイン等のクリエイター支援に取り 実 組みました。 施 ※インキュベーションベースの利用者は、法人及び個人を合わせて12事業者 【実績】平成28年度 起業実績 2件 内 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に E B 計画通りの効果があった | E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 KPIの目標値では、年間4件程度の起業を目標としていましたが、 評 実績としては2件に留まったため左記の評価としました。 ь 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり 内 d d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 インキュベーションベースは、利用者の都合に合わせた利用が可能で I 貢献している あり、パソコン、ペンタブレットなどのほか、3Dプリンターや3D スキャナー、オンデマンド印刷機、レーザーカッターなど一部有料な 貢 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い $\mathbf{I}$ 度 ものも含まれますが、他にはない機材が整っており、利用者の利便性 Ⅳ 貢献できていない も向上していると考えています。 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 事業規模拡大 インキュベーションベースにある備品については、ほぼ国の地方創生 交付金を活用したものであり、今後、町単費での備品購入は考えてい ii 現状のまま継続 ません。現状の備品等をフルに活用し、インキュベーションベースの 直 iii 改善しながら継続 ii 魅力をSNSなどで発信することで、更なる利用者の確保に努め起業 iv 事業規模縮小 につなげていきます。 v 事業変更

# 平成27年度 学校まるごとアニメ事業経過

年 月	内 容
平成27年6月~	旧南中学校の利用企画提案協議(廃校そのまま"おたく"ビジネス)
平成27年7月~平成28年3月	試験的なコスプレイベントの開催(計10回参加者901名)
平成27年11月	地方創生先行型上乗せ交付金タイプI申請・交付決定
平成27年12月~	学校まるごとアニメ事業業務委託(H P・ P V 制作、デジタルコンテンツシステム構築など)
平成28年1月~	学校まるごとアニメ事業備品購入 (3Dプリンタ、PC、カメラなど)
平成28年3月	地方創生加速化交付金申請・交付決定(次年度繰越し)

# 平成28年度 学校まるごとサブカル事業経過

年 月	内 容
平成28年4月~平成29年3月	コスプレイベントの開催(計12回参加者2,900名)
平成28年7月	学校まるごとサブカル事業業務委託 (創業、観光関連事業の実施)
平成28年8月	インキュベーションベースを開設 (12の創業希望者等と利用契約)
平成28年10月~	学校まるごとアニメ事業備品購入 (3 D スキャナー、レーザーカッターなど)
平成28年10月~	町の遊休施設を活用したくらて学園ぶんこうの開校
平成28年10月	くらて学園で福岡市内にある専門学校の文化祭の開催
平成28年11月~12月	インバウンド戦略として"くらて学園もえ大使"の募集(6名の募集に対し18人が応募)
平成29年2月~平成29年3月	インバウンド事業の実施(インバウンド・アウトバウンド事業)



#### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 その他の課 総務課 政策推進課 連番 地域振興課 主管課 **基本目標**|鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 交流人口の拡大 H27.7 H32.3 事業名 学校まるごとアニメ事業 ※再掲 学校まるごとサブカル事業 変更-重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 観光入込客数 社会增減 (転入者数一転出者数) 観光入込客数 項 目 本 的 127,000人 策定時 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 200,000人 変更→ 300,000人 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 322,100人 進捗率 現在値 値 107.4% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 10,000千円 地方創生加速化交付金 種 その他特財 類 一般財源 計 10,000千円 備 考 (Plan) 少子高齢化時代の到来による地方人口の減少が社会問題とされる昨今、本町においても、定住人口の減少が顕著と 題 なり、食い止めるべく様々な施策に取り組んでいるところであるが、問題解決には至っていない。また、雇用にお ع いても本町を管轄するハローワークの有効求人倍率が1未満という地域でもあることから、人口問題と併せ雇用面 にも大きな課題を抱えている。 決 有識者や民間専門家の助言指導による事業の推進。 の 方 策 旧鞍手南中学校を活用して「観光」及び「創業支援」事業に取り組む。「観光」…アニメやゲーム、フィギア等の装いを楽しむ 具 「コスプレ」が流行っていることなどから、校舎の2・3F部分を開放して「コスプレ」イベントの撮影会やアニメソングのライブ会場などに利用する。「創業支援」…アニメ関連イベントの参加者がクリエイターを志望していることが多いということか 体 的 ら、校舎2F部分をインキュベーション施設として、クリエイター等の育成に利用する。その他、1F部分を地域拠点としてコ ミュニティカフェや特産品の販売等に利用する 手 企画・運営に関しては、サブカルチャー分野に精通した民間事業者に委託する。 法 E(Do) ・観光の振興を目的とした「学校まるごとサブカル事業」を実施するため、くらて学園合同会社と委託契約を締結 、国内外からの観光誘客に取り組みました。 実 【実績】コスペレイベントの参加者 2,890人(平成28年4月~平成29年3月) 施 海外からの旅行者 (インバウンド) 16人(韓国、香港、カナダ、マレーシア、シンガポールなど) 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に В 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 くらて学園コスプレイベントを毎月1回(2日間)開催し、おおよそ 評 1日の参加者を100人程度と見込んでいましたが、実際には120~150 ь 目標を上回って達成 人の愛好者が来校し、多くの若者で盛り上がりをみせました。また、 価 c ほぼ目標どおり 内 インバウンド事業として、海外から6名のコスプレイヤーを招請した C d 目標を下回った ほか、FIT (海外個人旅行) の海外旅行者がSNSなどの情報で10 容 目標を大きく下回った 名ほど参加した実績などもあり左記のとおり評価しました。 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 I 貢献している これまで、神社仏閣やその歴史に触れるため、県内外から鞍手町に訪 貢 れる方がいることは承知していましたが、くらて学園を目的として海 外、県内外から特に若者が鞍手町に訪れたことは大変評価できると考 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い Ι 度 えます。 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 さらにイベント参加者を増やすため、これまで行ってきたアンケート 調査の継続と参加者がイベントの企画立案に参加できる環境づくりに ii 現状のまま継続 取り組み参加者の満足度の向上を図っていきます。 直 iii 改善しながら継続 iii iv 事業規模縮小 v 事業変更

観光入込客数

施設	年度 (年度) (日本) 12 (日本)	平成26年度	平成26年度 ※定時の指標の見直し)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	<b>√</b> □
	鞍手町総合福祉センター (アリーナ)	25, 400	24, 300	24, 700	29, 100				103, 500
	鞍手町総合福祉センター (風呂)		24, 400	24, 700	24, 700				73,800
1	鞍手町立体育館		43, 500	100, 500	107, 900				251,900
榖	鞍手町立武道館		15,800	8, 100	9,600				33, 500
行	鞍手町立弓道場		200	2, 700	2,800				5, 700
*	鞍手町立野球場		10,800	4,600	5, 700				21, 100
	鞍手町立テニス場		4,800	7,600	9,000				21, 400
	鞍手町民グラウンド		23, 400	16,800	20, 100				60, 300
X:	鞍手町歴史民俗博物館	2, 300	2,300	3, 300	2, 200				10, 100
7 7	十一面観音立像	1,600	1,600	1,600	1,600				6, 400
泰	伊藤常足旧宅	200	200	300	100				800
N	ゴルフ場	92,800	92,800	96, 600	93,000				375, 200
6:	大谷自然公園	1,300	1,300		_				2,600
赶	剱岳公園				1,300				1,300
	くらて元気まつり	4,000	4,000	4,000	4,000				16,000
	くらてのまるしえ	1	1	_	009				009
#6	くらて学園イベント	I	006	200	2,600				4,000
ς ς	子どもフェスタくらて		2,000	2,000	1,700				5, 700
•	鞍手町だよ全員集合	_	1	_	2,000				2,000
$\checkmark$	くらてハーフリレーマラソン大会	l	1	-	200				002
< >	真ん中くらてコンサート	_	-	200	200				700
\	婚活Party	1	1	-	100				100
糠	鞍手美術展・公民館まつり	1	1,000	1,000	1,000				3,000
	芸能まつり	Ι	400						400
	星空シアター	I	1,800	-	1,800				3,600
	合計	127,600	255, 500	299, 200	322, 100	0	0	0	1,004,400

#### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 その他の課 農政環境課 6 地域振興課 主管課 **基本目標**|鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 交流人口の拡大 H27.4 H32.3 事業名 体験農園事業 (観光まちおこしプロジェクト) 重要業績指標 (KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 社会増減(転入者数一転出者数) 観光入込客数 観光入込客数 項 本 的 策定時 127,000人 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 200,000人 変更→ 300,000人 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 現在値 322,100人 進捗率 107.4% 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 607千円 計 607千円 備 考 (Plan) 本町では、観光による交流人口の拡大と地域の活性化を目的とした観光まちおこし事業に取り組んでいるが、観光 題 に対する専門的知識や経験が不足しており、かつ食事処や休憩所、お土産等を買う物産館や宿泊施設のない本町 ع で、交流人口の増加による地域経済の活性化が見込めるかが課題である。 有識者や民間専門家の助言指導による事業の推進。 決 の 方 策 有識者や民間専門家からの助言指導、セミナー等を開催しながら、地域住民とともに知識を深め、観光資源の掘り 具 起こしを行い、商工会やJA、各種団体との連携を図りながら鞍手町オリジナルの観光を確立し交流人口の増加を 体 目指す。 的 ≪主な取り組み≫ 手 ①体験農園、マルシェの実施 ②観光ルートの造成 ③特産品を活用した新商品の開発 法 ④観光まちづくり協会(仮称)の設立検討 ⑤特産品のブランド化 (Do ・JA福岡中央会、JA直鞍、鞍手町が連携し福岡市と北九州市からKBCラジオのリスナー40人を鞍手町に迎え 入れ、ぶどう狩りの体験や地元の野菜などを使った食事の提供のほか、町内企業の見学会などを行いました。その 実 他には、JA直鞍が鞍手町周辺自治体から学生を迎え入れて農作業を体験させるアグリスクールにも取り組み、町 施 外の女性25名が計4回、鞍手町のぶどう畑で袋かけから収穫までの体験を行いました。 【実績】体験農園参加者 累計140人 内 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に В 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 JA直鞍等と連携して2事業を実施した結果、累計で140人を鞍手町 評 に迎え入れることができ、参加者からも大変好評でした。 ь 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり 内 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った е 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 I 貢献している JA直鞍等と連携することによって、これまで着手することがなかっ 貢 た事業に取り組むことができ、また地域の方々や生産者等とのコミュ Ⅱ やや貢献している 献 ニケーションが図れたこと並びに鞍手町を知らない方々を迎え入れ、 Ⅲ 貢献の度合いが薄い Ι 好評をいただいだけたことから貢献したものと考えます。 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 鞍手町の特産品であるぶどう「巨峰」を柱に、今後も事業を継続して いきますが、この体験農園は、生産者自らが取り組みを始めることが ii 現状のまま継続 目標達成につながる条件であり、かつ生産者の活性化にもつながるこ 直 iii 改善しながら継続 iii とから、双方で理解を深めながら事業化に向けた意識の醸成を図って iv 事業規模縮小 いきます。 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 その他の課 農政環境課 主管課地域振興課 **基本目標**|鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 交流人口の拡大 H27.4 H32.3 事業名 特産品のPR (観光まちおこしプロジェクト) 重要業績指標 (KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 社会増減(転入者数一転出者数) 観光入込客数 観光入込客数 項 本 的 策定時 127,000人 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 200,000人 変更→ 300,000人 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 現在値 322,100人 進捗率 107.4% 値 最終値 決算額 補助事業名等及び特記事項 科 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) ഗ 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 0千円 備 考 予算は、連番6に計上 i (Plan) ぶどう(巨峰)やいちじく、鶏卵などを特産品として町内外にPRしているが、商品によっては、一部ブランド品 として取扱いがされているものの、一方では季節的なものであることや町内で直売をしていることから、町外での 商品の知名度は高いとは言えず集客につながっていない。今後は、集客力のある施設や著名な方などを活用して宣 伝・PRを行う。 方笛 著名なタレントや鞍手町出身の芸人などの協力を得てイベントやインターネットテレビなどで紹介したり、近隣市 町の集客力のある施設などを活用して特産品の宣伝・PRを行う。 法 E (Do 3 ・平成27年度は、地方創生交付金を活用し一定の予算を捻出し、著名なタレントやインターネットテレビなどで特産品のPRを行ったが、平成28年度は交付金がなかったため、町の一般財源を活用して実施することも検討しまし たが、費用対効果を考慮し事業規模を大幅に縮小しました。よって、近隣市町の集客力のある施設などを活用した 特産品の宣伝・PRのみを行いました。 実 [トヨタスプリングフェスタ] 地震の影響により中止 施 [古賀サービスエリア] 台風の影響により中止 内 【道の駅むなかた】 8月28日 【シンガポールぶどうフェア】 8月26~28日、9月2日~4日の計6日開催 【宗像グローバルアリーナ】 9月17日開催 【ギラヴァンツ北九州フレンドリータウン事業】 9月18日開催 【町村フェア】 10月22~23日開催 A 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に C 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 著名なタレントやインターネットテレビなどを活用したPR活動は 評 行っていませんが、近隣市町の施設などを活用して巨峰や鶏卵などの b 目標を上回って達成 価 販売PRをほぼ計画どおり行うことができました。 c ほぼ目標どおり 内 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 昨年度のような規模ではなかったものの、各イベントや近隣市町の施 Ⅰ 貢献している 貢 設を活用して地道に販売PRを実施したことにより、昨年度と同等の Ⅱ やや貢献している 献 成果を得られたと考えます。 Π Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 今後も予算的な観点から著名なタレントやインターネットテレビ、デ ジタルサイネージを活用したPRが難しいことから、近隣市町の集客 ii 現状のまま継続 力のある施設などを活用して特産品の宣伝・PRを行います。また、 直 iii 改善しながら継続 ふるさと納税の返礼品としても使われているため、インターネットや İİ iv 事業規模縮小 新聞広告にて宣伝・PRを併せて行い、鞍手産品の魅力発信に努めて v 事業変更 いきます。

#### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 連番 その他の課 農政環境課 主管課 地域振興課 **基本目標**|鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 交流人口の拡大 H27.4 H32.3 事業名 特産品のブランド化 (観光まちおこしプロジェクト) 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 社会増減(転入者数一転出者数) 観光入込客数 観光入込客数 項 本 的 策定時 127,000人 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 200,000人 変更→ 300,000人 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 現在値 322,100人 進捗率 107.4% 値 最終値 決算額 補助事業名等及び特記事項 科 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 0千円 備 考 予算は、連番6に計上 (Plan) ぶどう(巨峰) やいちじく、鶏卵などを特産品として町内外にPRしているが、商品によっては、一部ブランド品 題 として取扱いがされているものの、一方では季節的なものであることや町内で直売をしていることから、町外での 商品の知名度は高いとは言えず集客につながっていない。また、国内は既にブランド化された農畜産物が多いた 解決の め、ブランド化には時間を要することが考えられる。 方 集客のための航空路線も充実しているアジア圏に向けて販路を開拓するため、まずASEAN地域の経済の中心で 具 あるシンガポールにおいて、集客力の高いショッピングモールで数日間試食販売を行う。取れたてのぶどうを空輸 体 してなるべく新鮮な状態で店頭に陳列し、客の反応を確認するとともに、品質もよく安心安全な本町のぶどうを取 的 り扱ってもらえるよう企業への営業活動も併せて行い、シンガポールでの実績、評価を日本へ逆輸入しブランド力 手 を高める。 法 E (Do) ・福岡県や県内JAグループなどが出資して設立した九州農産物通商株式会社及び福岡県、JA直鞍、鞍手町、ぶ どう生産者が連携し、8月26~28日、9月2日~4日の計6日、九州農産物通商株式会社のスタッフがシンガポー 実 ルでぶどうフェアを開催しました。開催場所は、一昨年より取引を始めたシンガポールにおいて食品関連事業を展 開しているRE&S社のジャパニーズマーケットにて、巨峰、ピオーネ、シャインマスカットなど合わせて94kgを 施 販売しました。その他に同社のレストランに、ディナー用フルーツとして巨峰を13kgを販売しました。 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に C 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 鞍手町の特産品である有核(種あり)巨峰をメインに試食販売を行い 目標を大きく上回って達成 評 ました。海外では、有核は好まれないものの、甘みの強さが評価さ b 目標を上回って達成 れ、約60kgを完売しました。その他にもシャインマスカットなど34kg 価 c ほぼ目標どおり を販売し、地元消費者から高評価をいただきました。しかし、巨峰を 内 f d 目標を下回った キラーコンテンツとして集客するまでには至っていません。 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 シンガポールでの評価は徐々に上がっていると思われますが、同国で I 貢献している 貢 既にブランド化に成功している日本産のぶどうが大量に流通してお Ⅱ やや貢献している 献 り、それらのぶどうと比較すると、ブランド化には時間を要すると考 Ш Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 えます。 Ⅳ 貢献できていない [し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 ブランド化の海外戦略として、ASEAN地域の経済の中心であるシ 事業規模拡大 ンガポールで、平成26年度から3年間、ぶどうのプロモーションなど ii 現状のまま継続 見 を行ってきました。今後は、より知名度の拡散を加速化させるため、 直 iii 改善しながら継続 シンガポールのほかに台湾や香港などで「ぶどうフェア」を開催して i iv 事業規模縮小 いきたいと考えています。 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 その他の課農政環境課 主管課地域振興課 **基本目標**|鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 交流人口の拡大 H27.4 H32.3 事業名 特産品の販売促進 (観光まちおこしプロジェクト) 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 社会增減(転入者数一転出者数) 観光入込客数 観光入込客数 項 本 的 策定時 127,000人 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 200,000人 変更→ 300,000人 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 現在値 322,100人 進捗率 107.4% 値 最終値 決算額 補助事業名等及び特記事項 科 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) ഗ 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 0千円 備 考 予算は、連番6に計上 i (Plan) ぶどう(巨峰)やいちじく、鶏卵などを特産品として町内外にPRしているが、商品によっては、一部ブランド品 として取扱いがされているものの、一方では季節的なものであることや町内で直売をしていることから、町外での商品の知名度は高いとは言えず集客につながっていない。今後は、集客力のある施設を活用して、宣伝・PRを行 解決 の 方 笨 本町の立地を活かし、九州道沿線のパーキングエリア、サービスエリアや道の駅などの施設において特産品の試食 体 販売を行う。 的 法 尾施(Do) ・JA直鞍、地元生産者、関係自治体等との連携により、鞍手町の特産品である「巨峰」や「鶏卵」などの販売P [トヨタスプリングフェスタ] 地震の影響により中止 [古賀サービスエリア] 台風の影響により<u>中止</u> 施 【道の駅むなかた】 8月28日 【シンガポールぶどうフェア】 内 8月26~28日、9月2日~4日の計6日開催 【宗像グローバルアリーナ】 容 9月17日開催 【ギラヴァンツ北九州フレンドリータウン事業】 9月18日開催 【町村フェア】 10月22~23日開催 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に F 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 自然災害の影響により中止や集客力が低下した事業があり、前年度並 a 目標を大きく上回って達成 評 みのプロモーションを行うことができませんでした。平成27年度から b 目標を上回って達成 価 取り組んでいますが、巨峰をキラーコンテンツとして集客するまでに c ほぼ目標どおり 内 は至っていません。 e 目標を下回った 容 e 目標を大きく下回った f 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 平成27年度からこの取り組みを継続して行っていることにより、消費 貢献している 者からの評価も向上し、町外、県外からの電話注文も入ってきている Ⅱ やや貢献している ことから、リピーターは増加傾向にあります。しかし、交流人口の増 献 W Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 加に直結した事業とは言い難いところです。 Ⅳ 貢献できていない Iし (Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 今後も県内を中心に試食販売などを継続して行っていきますが、併せ 事業規模拡大 て町の一次産品を使用した商品開発にも取り組み、商品の知名度の向 ii 現状のまま継続 見 上と鞍手町の魅力発信に努めていきます。 直 iii 改善しながら継続 iii iv 事業規模縮小 v 事業変更

平成27年度 特産品等の販売実績

		日中・ティスグスプロンへが気
月日	場所	特産品等
8月21~23日	古賀サービスエリア (上り)	ぶどう (350kg) イチジク (20kg)
8月29~30日	道の駅むなかた	ぶどう (420kg)
9月5~6日	古賀サービスエリア (上り)	ぶどう (260kg) イチジク (40kg) 米 (50kg)
9月21日	グローバルアリーナ	ぶどう (80kg)
9月21日	リ (土産品)	ぶどう (200kg)
9月22~23日	東京国際フォーラム	ぶどう (160kg) たまご (100箱)

# 平成28年度 特産品等の販売実績

月日	場所	特産品等
4月24日	トヨタスプリングフェスタ	地震の影響により中止
8月28日	道の駅むなかた	ぶどう(188kg)大雨の影響により販売量減少
7月22日	シンガポール 日本食レストラン	ぶどう (13kg)
8月26~28日	シンガポール ジャパニーズマーケット	ぶどう (47kg)
9月2~4日	シンガポール ジャパニーズマーケット	ぶどう (47kg)
9月3~4日	古賀サービスエリア (上り)	台風の影響により中止
9月17日	グローバルアリーナ	ぶどう (45kg) たまご (30箱)
9月17日	リ (土産品)	ぶどう (125kg)
9月18日	ギラヴァンツ北九州	ぶどう (20kg)
10月22~23日	町村フェア	たまご(30箱)プリン(300個)めんべい(7箱)

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 主管課 政策推進課 その他の課 10 **基本目標**|鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 交流人口の拡大 H28.3 H32.3 事業名 Wi-Fi整備 重要業績指標 (KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 社会增減(転入者数一転出者数) 観光入込客数 観光入込客数 項 的 本 策定時 127,000人 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 200,000人 変更→ 300,000人 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 現在値 322,100人 進捗率 107.4% 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 338千円 W i - F i インターネット通信料 計 338千円 備 考 (Plan 公衆無線LANの整備ができていないため、町内を訪れた観光客がスマートフォンなどで大容量の写真をSNS等 により情報発信する際に、通信量(料)を気にして躊躇してしまうことがある。また、インバウンド観光客は、訪 ع 問国での通信のためにsimカードを購入したり、モバイルルーターをレンタルしたりして対応しているため、公 衆無線LANのニーズが非常に高い。 決 観光客に通信量(料)を気にせずに情報発信してもらうため、公衆無線LAN(無料Wi-Fi)を整備する。 方 策 鞍手駅、歴史民俗博物館、中央公民館、総合福祉センター、役場などの人の往来が多い施設を中心に無料Wi-F 具 iを整備し、スマートフォン等により情報発信してもらう。 体 的 手 法 E(Do) 平成27年度に地方創生先行型(地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金)を活用し、役場庁舎、中央公民館、 歴史民俗資料館、総合福祉センターに公衆無線LAN(無料Wi-Fi)を設置し、利用者の利便性の向上を図っ 実 てきました。現在は、4施設のインターネット使用料を支出しているのみの事業となっています。 施 内 Wi−Fiインターネット通信料 (@27,702×1月) + (@28,136×5月) + (@28,137×6月) =337,204円 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に D 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 連番10は、ハード面の整備であり、計画通りの整備を行ったため、ほ 評 ぼ目標通りの評価とします。 ь 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり 内 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 連番10は、ハード面の整備のため、KPI直接的に影響を与える事業 I 貢献している 貢 でないため、貢献度は薄いと考えます。 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い Ш 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 Wi-Fi整備事業については、実施内容で述べたように地方創生先行型交 事業規模拡大 付金において、計画期間のない中、平成26年度の3月補正で予算を計上し、 ii 現状のまま継続 利用者の利便性を図るために整備したもので、ソフト事業でなく、ハード整 直 iii 改善しながら継続 備事業のため、総合戦略全体における事業として捉えにくいことから、この İİ iv 事業規模縮小 具体的施策については、今後の評価からは削除していきます。 しかし、住民及び観光客等へのサービス向上のため、予算は継続して計上し v 事業変更 ていき、利用者の利便性の向上を図っていきます。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 地域振興課 その他の課 主管課 基本目標 鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 移住・定住の促進 H23.4 H32.3 事業名 | 鞍手町定住促進奨励金交付事業 重要業績指標 (KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 社会増減(転入者数一転出者数) 観光入込客数 転入世帯数 項 的 本 41世帯 策定時 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 170世帯 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 現在値 89世帯 進捗率 値 52.4% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 目 国庫支出金 5,623千円 住宅事業社会資本整備総合交付金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) ഗ 地方債 (単位:千円) 種 6,000千円 過疎地域自立促進特別事業基金繰入金 その他特財 類 一般財源 51千円 計 11,674千円 備 考 (Plan) 人口減少数の抑制のため、定住促進奨励金事業を実施。 ع 解 決 の 方 策 町内にて住宅を取得し居住された方に、対象となる家屋と土地に対する固定資産税相当額を、最高10年間交付す 具 る。 体 的 手 法 (Do) ・平成25年度から平成28年度までの対象者に固定資産税相当額を交付しました。 【平成28年度実績】 実 新築:130世帯(うち平成28年度新規交付世帯…27世帯) 施 中古: 52世帯(うち平成28年度新規交付世帯…9世帯) 転入者数:287人(うち平成28年度転入者数…77人) 内 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に В B 計画通りの効果があった | E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 平成28年度の転入世帯数は前年度から25世帯増加していますが、次年 評 度以降も同様に増加するとした場合、転入世帯の合計が164世帯とな ь 目標を上回って達成 価 りKPIの目標値である170世帯とほぼ同水準となるため、c評価と c ほぼ目標どおり 内 しました。 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 転入者への課税額だけを見ても、平成28年度は16,440,400円となって I 貢献している 貢 おり、事業費を大きく上回っていることから、貢献度はIとしまし Ⅱ やや貢献している 献 た。 Ⅲ 貢献の度合いが薄い Ι 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 評価からも分かるように、当該事業は着実に成果が上がっており、現 事業規模拡大 状では特段の改善等は必要ないと判断されるため、現状のまま継続し ii 現状のまま継続 ていきます。 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

# 奨励金の交付による定住支援実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
申記	青件数	144	182			
申請世帯。	人口	504	661			
	転入人口	208	287			
	不転出人口	296	374			
新築		101	130			
	うち転入	41	62			
中古住宅		43	52			
	うち転入	23	27			
交	付額	8,560,800	11,466,100			
転入	世帯数	64	89			
転入者への	の課税額	12,348,000	16,440,400			
	住民税	12,125,400	16,123,500			
	※参考 軽自動車税	222,600	316,900			

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 その他の課 連番 建設課 主管課 基本目標 鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 移住・定住の促進 H28.2 H32.3 事業名 | 民間賃貸住宅建設促進事業 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 社会增減 (転入者数一転出者数) 民間賃貸住宅建設戸数 観光入込客数 項 的 本 策定時 未実施 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 50戸 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 0戸 進捗率 現在値 値 0.0% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 0千円 計 0千円 備 考 (Plan) 若者向けの賃貸住宅が少ない。 題 転入者(若者向け)等の住宅を確保するため、アパートやマンションなどの民間賃貸住宅の建設者に、その費用 ع の一部を補助するなどの方策を検討 解 決 の 方 策 民間賃貸住宅建設促進補助金制度(案) 具 (1) 補助額 1戸当たり50万円 (1棟あたり上限500万円) 体 (2)賃貸住宅の要件(例) 的 1棟あたり4戸以上で、1戸あたりの床面積が30㎡以上80㎡以下であるもの 新築であるもの 敷地内に1戸あたり1台以上の専用駐車場が確保されているもの 手 各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されているもの 法 (Do) 平成29年度当初予算計上を行い、3月議会において議決されました。また、民間賃貸住宅建設促進事業の補助金交 付金要綱の制定を行いました。 実 施 平成29年度予算額……5,000千円 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に E 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 平成28年度は、例規の整備、予算の確保のための年度としたため、K 評 P I については達成できませんでした。 ь 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり f 内 d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 I 貢献している 上記同様、平成28年度においては貢献できていません。 貢 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い IV 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 平成29年度は、当初予算及び要綱等の整備が整ったことから、各種方 面での広報周知を行うこととします。 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

平成29年3月31日 鞍手町告示第31号

鞍手町民間賃貸住宅建設費補助金交付要綱 (目的)

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅建設費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、鞍手町内で賃貸住宅を建設する法人又は個人に対して、建設費用の一部を助成することにより、民間賃貸住宅の供給を促進し、町内での住環境の向上、地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「民間賃貸住宅」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。 ただし、特に町長の承認を得たときは、この限りでない。
  - (1)賃貸契約の締結により入居される住宅及び自社(法人に限る。)の従業員の用途に使用する住宅等として、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。)に規定する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの。ア 建設する1棟につき1以上の戸数を有し、住戸形式は1ルーム、1LDK、2LDK、3

LDKとする。 イ 各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されていること。ただし、1ルームにおいては、

- 各戸に玄関、便所、浴室及び流し台が設置されていること。 ウ アによる住戸形式ごとの床面積(共同住宅にあっては、廊下、階段及びエレベータ等の共 用部分の床面積を除く。)は、次のとおりとする。
  - (ア) 1ルーム 20平方メートル以上
  - (イ) 1 L D K 30平方メートル以上
  - (ウ) 2 L D K 45平方メートル以上
- (エ) 3 L D K 55平方メートル以上
- (2) 1戸当たり車1台以上の駐車スペースが確保されていること。
- (3) 建築基準関係法令に適合するものであること。
- (4) 新築であること。
- (5) 組立式仮設建築物のような簡易なものでないこと。
- (6) 排水については、公共下水道又は合併処理浄化槽に接続していること。
- 2 この要綱において、「事前協議」とは、補助金の交付を受けようとする法人又は個人(以下「事業者」という。)が計画した民間賃貸住宅の整備内容について、事前に協議を行うことをいう。
- 3 この要綱において、「認定申請」とは、助成金の交付申請を行うために必要な認定を受けるための申請行為をいう。

(交付対象者)

- 第3条 事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 鞍手町内に民間賃貸住宅を新築する法人又は個人
  - (2) 鞍手町に関する町税等を滞納していない法人又は個人
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
  - (4)破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者
  - (5) 国、県、他の団体等から本事業と重複する助成金等の交付を受けていない者
- 2 補助金の交付を受けることができる者が発注する施工業者の要件は、建設業法(昭和24年法律 第100号)で定める建設業の許可のある法人又は個人とする。 (補助対象経費)
- 第4条 補助対象経費は、民間賃貸住宅の建築一式工事及び外構工事に要する経費とする。 (補助金の額)
- 第5条 建設する民間賃貸住宅の補助金の額は、1棟につき、その戸数に次の各号に定める住戸形式ごとに定める1戸当たりの金額を乗じて得た額、かつ、次項に定める限度額内の額とする。
  - (1) 1ルームの1戸当たりの金額は、50万円とする。
  - (2) 1 L D K の 1 戸当たりの金額は、60万円とする。
  - (3) 2 L D K の 1 戸あたりの金額は、80万円とする。
  - (4) 3 L D K の 1 戸あたりの金額は、120万円とする。
- 2 補助金の額は、1棟あたり500万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。 (事前協議及び中間検査)
- 第6条 事業者は、計画した民間賃貸住宅の整備内容について、民間賃貸住宅建設費補助金交付認 定申請に係る事前協議書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に対し事前 に協議しなければならない。

- (1) 設計図面
- ア 附近見取図及び配置図 (附帯施設の計画も含む。)
- イ 各階平面図
- ウ 立面図
- エ 床面積求積表 (建物全体、共用部分及び住戸部分の面積が分かるもの)
- オ 断面図 (断熱に係る使用材料が分かるもの)
- (2) 委任状(事業主以外の者が行う場合)
- (3) その他町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、事前の協議に際し、この要綱に基づき助言するものとする。
- 3 町長は、この要綱に基づき、適正に施工しているか中間検査を実施することができる。 (補助金の認定申請及び交付認定)
- 第7条 事業者は、事前協議を終了し、新築しようとする民間賃貸住宅に係る建築基準法第6条第 1項の確認済証の交付を受けた後に、民間賃貸住宅建設費補助金交付認定申請書(別記様式第2 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
  - (1) 設計図面
  - ア 附近見取図及び配置図 (附帯施設の計画も含む。)
  - イ 各階平面図
  - ウ 立面図
  - エ 床面積求積表 (建物全体、共用部分及び住戸部分の面積が分かるもの)
  - オ 断面図 (断熱に係る使用材料が分かるもの)
  - カ 建築確認済証の写し
  - (2) 工事請負契約書の写し(自らが施工する場合は不要)
  - (3) 土地登記簿謄本及び借地の場合は土地の賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し
  - (4) 法人の場合は、商業登記簿謄本、個人の場合は、事業者の住民票
  - (5)誓約書兼同意書(別記様式第3号)
  - (6) 建設工事見積書(補助対象経費が分かるもの)
  - (7)納稅証明書
  - (8) 委任状 (事業主以外の者が行う場合)
  - (9) その他町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の規定に基づく認定申請があったときは、その内容を審査し交付認定の可否について、民間賃貸住宅建設費補助金交付認定(不認定)通知書(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(認定内容の変更及び変更承認)

- 第8条 前条第2項の規定に基づき補助金の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。) は、当該認定に係る内容を変更しようとするときは、民間賃貸住宅建設費補助金認定内容変更申 請書(別記様式第5号)に変更内容が確認できる書類を添えて、町長の承認を受けなければなら ない。
- 2 町長は、前項の規定に基づく変更申請があったときは、その内容を審査し変更承認の可否について、民間賃貸住宅建設費補助金認定内容変更承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

- 第9条 認定事業者は、民間賃貸住宅の完成後30日以内に、民間賃貸住宅建設費補助金交付申請書 (別記様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に補助金の交付申請を行わなければな らない。
  - (1) 建物の表示登記済証の写し
  - (2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
  - (3) 完成写真
  - ア 建物の外観(2面)
  - イ 住戸(各タイプ毎)の各居室、便所、洗面設備、浴室、台所及び食堂等並びに屋外附帯施 設(駐車スペース)
  - (4) 完成図面 (変更がない場合は不要)
  - (5) 委任状(※事業主以外の者が行う場合)
  - (6) その他町長が必要であると認めるもの
- 2 町長は、前項の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否について、民間賃貸住宅建設費補助金交付(却下)決定通知書(別記様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第10条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者(以下「受給者」という。)が、補助金の交付を請求しようとするときは、民間賃貸住宅建設費補助金請求書(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定に基づく請求により補助金を交付するものとする。 (補助金の取消し等)
- 第11条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、民間賃貸住宅建設費補助金交付決定取消通知書(別記様式第10号)により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (2) 補助金の交付を受けることについて不正な行為があったとき。
  - (3)補助金の交付を受ける権利を譲渡若しくは貸与し、又は担保に供したとき。この場合において、相続による権利の異動については、この限りでない。
  - (4) 補助金の交付の決定内容及びこの要綱の規定並びに建築基準法等に違反したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(補助金の返還)

- 第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、民間賃貸住宅建設費補助金返還命令書(別記様式第11号)により返還を命ずることができる。
- 2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

(補助金を受けて建設した民間賃貸住宅の管理)

- 第13条 受給者は、建設した民間賃貸住宅(以下「対象住宅」という。)を補助金の交付を受けた 日から起算して10年間(以下「管理期間」という。)は用途を変更し、又は取り壊してはならない。
- 2 受給者は、管理期間中に対象住宅を売買その他の取引に供するときは、新たに住宅を引き継いだ者(以下「引継者」という。)との間に、管理期間中は対象住宅の用途を変更し、又は取り壊してはならない旨を定めた契約を取り交わした場合に限り、民間賃貸住宅売買等通知書(別記様式第12号)に当該取引に係る契約書の写しを添えて町長に提出しなければならない。この場合において、引継者はこの要綱により定められた事項について遵守しなければならない責を負うものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、受給者(引継者を含む。以下同じ。)は、民間賃貸住宅用途変更等承認申請書(別記様式第13号)を町長に提出し、災害その他の事由により対象住宅として引き続き管理することが困難であると町長が認めたときは、民間賃貸住宅用途変更等承認通知書(別記様式第14号)の通知により管理期間中であっても対象住宅の用途を変更し、又は取り壊すことができる。
- 4 次の各号に掲げる者は入居させてはならない。
  - (1) 個人が建設する賃貸住宅にあっては、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族
  - (2) 法人が建設する賃貸住宅にあっては、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族(報告等)
- 第14条 町長は、管理期間中にあっては、受給者に対し、対象住宅の状況について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。 (その他)
- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に建築等の確認申請があったものから適用する。

(失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに補助金の交付請求をした者については、この限りでない。

(失効に伴う経過措置)

3 第11条から第14条までの規定については、この規定が失効後もなお、その効力を有する。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 地域振興課 その他の課 主管課 基本目標 鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 移住・定住の促進 H28.2 H32.3 事業名 新婚及び子育て世帯家賃補助 ※No.18再掲 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 社会增減 (転入者数一転出者数) 新婚・子育て世帯の移住世帯数 観光入込客数 項 的 本 策定時 未実施 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 30世帯 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 現在値 0世帯 進捗率 値 0.0% 最終値 決算額 補助事業名等及び特記事項 科 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) ഗ 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 0千円 備 考 i (Plan) 人口減少の抑制 題 鞍手町人口自然増減数(出生者数-死亡者数) ع ※H26. 1.1~H26.12.31の間の自然増減数△137人 解 決 の 方 策 ・新婚世帯……夫婦の合計年齢が70歳未満で制度開始以降に婚姻した者 具 ・子育て世帯……未就学児が同居する世帯で町外から転入してきた世帯 体 的 ・新婚世帯、子育て世帯で町内の民間賃貸住宅にお住まいの住民に年額24万円(月額2万円)を5年間補助 手 法 i (Do) ・平成29年度当初予算計上を行い、3月議会において議決されました。また、平成29年10月1日施行に向け「鞍手 町新婚世帯家賃補助金交付要綱」及び「鞍手町子育て世帯家賃補助金交付要綱」を平成29年3月31日に制定しまし 実 施 【平成29年度予算額】 新婚世帯、子育て世帯賃貸住宅家賃補助 600千円 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に D B 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 当該事業の施行日が平成29年10月1日であることから、平成28年度は 評 f 評価としました。 ь 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり 内 f d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 I 貢献している 上記同様、平成28年度においては貢献できていません。 貢 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い IV 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 平成29年度は、当初予算及び要綱等の整備が整ったことから、10月1 事業規模拡大 日の事業開始前に各種方面での広報周知を行うこととします。 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

平成29年3月31日 鞍手町告示第38号

鞍手町新婚世帯家賃補助金交付要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅の居住に係る経費の一部を補助する鞍手町新婚世帯家賃補助金(以下「補助金」という。)の交付を行い、もって新婚世帯の定住化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 新婚夫婦 補助金の認定申請をする日において、婚姻の届出の日から6か月以内の夫婦であって、夫婦の合計年齢が75歳未満の夫婦をいう。ただし、平成29年10月1日以降に婚姻の届出をした夫婦に限る。
  - (2) 新婚世帯 新婚夫婦のいずれかが世帯主である世帯をいう。
  - (3) 民間賃貸住宅 新婚夫婦のいずれかが住宅の所有者との間で自己の居住の用に供するために賃貸借契約を締結した町内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 公営住宅

- イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
- ウ 借上公共賃貸住宅
- エ 新婚世帯の世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅
- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用(以下「共益費等」という。)を含む場合は、当該費用を除くこととし、共益費等が0円となる場合については、次の表に掲げる費用を控除した金額とする。

共 益 費 2,000円 駐車場使用料 (1台につき) 2,000円

- (5) 住宅手当等 事業主が従業員に対して支給又は負担する民間賃貸住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (6) 補助開始月 第7条に規定する認定の決定を受けた日の属する月をいう。

(補助対象世帯)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる世帯(以下「補助対象世帯」という。)は、新婚世帯であって、次の各号の全てに該当する世帯とする。
  - (1) 同一世帯として本町の住民基本台帳に記録されていること。
  - (2) 民間賃貸住宅に居住している世帯であること。
  - (3) 家賃が、27,000円以上であること。
  - (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
  - (5)世帯員全員が、町税等(各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。)の滞納をしていない者であること。
  - (6) 家賃を滞納していないこと。
  - (7)世帯員全員が、鞍手町暴力団等追放推進条例(平成21年鞍手町条例第15号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者でないこと。
  - (8) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
  - (9) 鞍手町子育て世帯家賃補助金の交付を同時に受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の月額は、家賃から住宅手当等を控除した額とする。ただし、20,000円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金を交付する対象期間(以下「補助対象期間」という。)は補助開始月から起算して36月とし、各年の補助対象期間は、次の表のとおりとする。ただし、初年分から第3年分までの合計入居月数が36月に満たないときは、36月に達するまでの入居月数を第4年分とする。

初年分 補助開始月から当該年の12月までの入居月数

第2年分 1月から当該年の12月までの入居月数

第3年分 1月から当該年の12月までの入居月数

(認定の申請)

- 第6条 補助金の交付の申請をすることができる者(以下「申請者」という。)は、新婚夫婦の うち賃貸借契約の締結者とする。
- 2 申請者は鞍手町新婚世帯家賃補助金受給資格認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる 書類を添えて町長に認定申請しなければならない。
- (1) 住民票の謄本

- (2) 新婚夫婦の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(認定の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査の上、認定の可否を決定し、その旨を鞍手町新婚世帯家賃補助金受給資格認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 前条の規定により、認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、交付対象となる年分ごとに鞍手町新婚世帯家賃補助金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、交付申請期間は、補助対象年の翌年1月から3月までとする。
  - (1) 家賃を支払ったことを証明できる書類
  - (2) 住宅手当等支給証明書(様式第4号)
  - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

- 第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地 踏査等を行い、補助金の交付を決定したときは、鞍手町新婚世帯家賃補助金交付決定通知書 (様式第5号)により補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付しないことを決定したとき は、鞍手町新婚世帯家賃補助金不交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。 2 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことが
- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

- 第10条 交付決定者は、町長が定める日までに、鞍手町新婚世帯家賃補助金交付請求書(様式第7号)により町長に補助金の交付請求をすることができる。 (補助金の交付)
- 第11条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を 交付するものとする。
- 2 補助対象期間中に、次条に規定する事由により資格の喪失があったときは、その事由の発生した年以降の補助金は交付しないものとする。

(補助資格の喪失)

- 第12条 補助対象世帯は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとす る。
  - (1) 第3条に規定する補助対象世帯の要件を有しなくなったとき。この場合における同条第 1号の要件の基準日は、月の初日とする。
  - (2) 補助の対象となる夫婦が離婚したとき、又は夫婦のいずれか一方が他の住宅へ転居(子供の出産又は出産予定等による一時転居の場合を除く。)したとき。
  - (3) 夫婦又は夫婦のいずれか一方が死亡したとき。ただし、夫婦のいずれかが死亡した場合において、同居している子(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)がある場合を除く。
  - (4) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (5) その他町長が必要と認めたとき。

(補助の継続)

- 第13条 補助対象世帯が、町内の他の民間賃貸住宅に転居した場合であっても、引き続き第3条 の要件を満たす場合は、継続して補助を受けることができる。
- 2 前項の規定に基づき継続して補助を受ける場合は、次条に規定する届出に加え、第6条に掲 げる書類(第6条第2項第2号を除く。)を添えて町長に届け出しなければならない。 (変更承認申請)
- 第14条 受給資格者は、第12条の規定により資格が喪失する場合又は前条の規定により補助の継続を受ける場合若しくはこの要綱に定める提出書類の記載内容に変更があったときは、鞍手町新婚世帯家賃補助金変更承認申請書(様式第8号)に当該変更を証する書類を添えて、町長に速やかに届け出なければならない。
- 2 前項の変更承認申請書が提出された場合、町長は変更内容を審査し、鞍手町新婚世帯家賃補助金変更承認通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。 (決定の取消し)
- 第15条 町長は、受給資格者が第12条の規定に該当する場合又は不正に補助金の交付を受けていた場合は、第7条又は第9条の規定により決定した内容について、全部又は一部を取消すものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。 (雑則)
- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年9月30日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付の決定を受けた者並びに、この要綱の失効前に第3条に規定する要件を満たした者が、この要綱の失効後に第6条の規定に基づく認定申請を行い補助金の交付の決定を受けた場合に係る補助対象期間については、なお従前の例による。

平成29年3月31日 鞍手町告示第39号

鞍手町子育て世帯家賃補助金交付要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅の居住に係る経費の一部を補助する鞍手町子育て世帯家賃補助金(以下「補助金」という。)の交付を行い、もって子育て世帯の定住化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)補助対象児 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。
  - (2)子育て世帯 この要綱施行の日(以下「施行日」という。)以前から鞍手町の住民基本台 帳に登録されている世帯で、施行日以降に出生した補助対象児を扶養し、かつ、同居している 世帯をいう。
  - (3)子育で転入世帯 鞍手町に転入した日において、補助対象児を扶養し、かつ、同居している世帯(本町から転出後、3年に満たない期間内に再度転入したものを除く。)をいう。ただし、施行日以降の転入に限る。
  - (4) 民間賃貸住宅 補助対象児と同一世帯に属する2親等以内の親族(以下「2親等親族」という。)が自己の居住の用に供するため、住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した町内の住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 公営住宅

- イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
- ウ 借上公共賃貸住宅
- エ 子育て世帯の世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅
- (5) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用(以下「共益費等」という。)を含む場合は、当該費用を除くこととし、共益費等が0円となる場合については、次の表に掲げる費用を控除した金額とする。

共 益 費 2,000円 駐車場使用料 (1台につき) 2,000円

- (6) 住宅手当等 事業主が従業員に対して支給又は負担する民間賃貸住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (7)補助開始月 第7条に規定する認定の決定を受けた日の属する月をいう。

(補助対象世帯)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる世帯(以下「補助対象世帯」という。)は、子育て世帯又は子育て転入世帯であって、次の各号の全てに該当する世帯とする。
  - (1) 補助対象児と同一世帯として本町の住民基本台帳に記録されていること。
  - (2) 民間賃貸住宅に居住している世帯であること。
  - (3) 家賃が、27,000円以上であること。
  - (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
  - (5)世帯員全員が、町税等(各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。)の滞納をしていない者であること。
  - (6) 家賃を滞納していないこと。
  - (7)世帯員全員が、鞍手町暴力団等追放推進条例(平成21年鞍手町条例第15号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者でないこと。
  - (8) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
  - (9) 鞍手町新婚世帯家賃補助金の交付を同時に受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の月額は、家賃から住宅手当等を控除した額とする。ただし、20,000円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金を交付する対象期間(以下「補助対象期間」という。)は、補助開始月から起算して36月を限度とし、各年の補助対象期間は、次の表のとおりとする。ただし、初年分から第3年分までの合計入居月数が36月に満たないときは、36月に達するまでの入居月数を第4年分とする。

初年分 補助開始月から当該年の12月までの入居月数

第2年分 1月から当該年の12月までの入居月数

第3年分 1月から当該年の12月までの入居月数

(認定の申請)

- 第6条 補助金の交付の申請をすることができる者(以下「申請者」という。)は、補助対象児の 2親等親族のうちの賃貸借契約の締結者である。
- 2 申請者は鞍手町子育て世帯家賃補助金受給資格認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる 書類を添えて、町長に認定申請しなければならない。ただし、認定申請の期間は、子育て世帯に おいては補助対象児の出生日から、子育て転入世帯においては転入をした日から、それぞれ起算 して6月以内とする。
  - (1) 住民票の謄本
  - (2) 子育て転入世帯においては3年以上町外に居住したことを証する書類
  - (3) 賃貸借契約書の写し
  - (4) その他町長が必要と認める書類

(認定の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査の上、認定の可否を決定 し、その旨を鞍手町子育て世帯家賃補助金受給資格認定通知書(様式第2号)により申請者に通 知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 前条の規定により、認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、交付対象となる年分ごとに鞍手町子育て世帯家賃補助金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、交付申請期間は、補助対象年の翌年1月から3月までとする。
  - (1) 家賃を支払ったことを証明できる書類
  - (2) 住宅手当等支給証明書(様式第4号)
  - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

- 第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地踏 査等を行い、補助金の交付を決定したときは、鞍手町子育て世帯家賃補助金交付決定通知書(様 式第5号)により補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付しないことを決定したときは、鞍 手町子育て世帯家賃補助金不交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、町長が定める日までに、鞍手町子育て世帯家賃補助金交付請求書(様式第7号)により町長に補助金の交付請求をすることができる。

(補助金の交付)

- 第11条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。
- 2 補助対象期間中に、次条に規定する事由により資格の喪失があったときは、その事由の発生した年以降の補助金は交付しないものとする。

(補助資格の喪失)

- 第12条 補助対象世帯は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとする。
  - (1) 第3条に規定する補助対象世帯の要件を有しなくなったとき。この場合における同条第1号の要件の基準日は、月の初日とする。
  - (2)補助対象児が全て死亡したとき。ただし、補助対象児のほかに、その時点において6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者が同居している場合を除く。
  - (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (4) その他町長が必要と認めたとき。

(補助の継続)

- 第13条 補助対象世帯が、町内の他の民間賃貸住宅に転居した場合であっても、引き続き第3条の 要件を満たす場合は、継続して補助を受けることができる。
- 2 前項の規定に基づき継続して補助を受ける場合は、次条に規定する届出に加え、第6条に掲げる書類(第6条第2項第2号を除く。)を添えて町長に届け出しなければならない。 (受給資格者の報告義務)
- 第14条 受給資格者は、第12条の規定により資格が喪失する場合又は前条の規定により補助の継続を受ける場合若しくはこの要綱に定める提出書類の記載内容に変更があった場合は、鞍手町子育て世帯家賃補助金変更承認申請書(様式第8号)に当該変更を証する書類を添えて、町長に速やかに届け出なければならない。
- 2 前項の変更承認申請書が提出された場合、町長は変更内容を審査し、鞍手町子育て世帯家賃補助金変更承認通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。 (決定の取消し)

第15条 町長は、受給資格者が第12条の規定に該当する場合又は不正に補助金の交付を受けていた場合は、第7条又は第9条の規定により決定した内容について、全部又は一部を取消すものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。 (雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成32年9月30日限り、その効力を失う。 (経過措置)
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付の決定を受けた者並びに、この要綱の失効前に第3条に規定する要件を満たした者が、この要綱の失効後に第6条の規定に基づく認定申請を行い補助金の交付の決定を受けた場合に係る補助対象期間については、なお従前の例による。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 14 政策推進課 その他の課 主管課 基本目標 鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 移住・定住の促進 H27.7 H32.3 事業名 おためし居住 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 観光入込客数 社会增減(転入者数一転出者数) 都市部からの移住世帯数 項 的 本 策定時 未実施 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 5世帯/年 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 現在値 11世帯 進捗率 44.0% 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 3,650千円 地方創生加速化交付金 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 3,650千円 備 考 (Plan 交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いてい 題 る。特に2040年には20代・30代女性が2010年比で約7割減少し、町が消滅する可能性すらあるという予測もある。 ع 実際に生活してもらうことで町の良さを知ってもらうため、お試し居住事業を実施する。 解 決 の 方 策 町内の空家を借り上げて、県外在住者を対象にお試し居住参加者を募集する。1~2か月程度居住してもらうこと 具 で町の良さを知ってもらい、ブログ等でその情報を発信してもらう。 体 的 手 法 (Do) 平成28年度は、地方創生加速化交付金を活用した「地域体験による移住・定住促進事業」の中でお試し居住を実施 実 実施拠点は平成28年度に地域のコミュニティハウスとして設置された「赤れんが」を活用したもので、平成27年度 施 にトライアルワーキングステイで鞍手町に移住された1組の夫婦がお試し居住をされました。 お試し居住の実績は、ショートステイ2組で独身者1名、3人家族1組でした。 いずれのお試し居住も平成28年度から開設した「移住×鞍手」のフェイスブック等で情報発信をし、町のアピール を行いました。 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に D 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 おためし居住は実施できたが、おためし居住に参加された方が移住す 評 るまでには至りませんでした。 ь 目標を上回って達成 しかし、平成28年度は都市圏からの移住が3世帯あり、平成27年度の 価 c ほぼ目標どおり 内 4世帯と併せ7世帯となりました。 e d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 重要業績指標及び基本目標の指標についは、現段階では貢献できてい I 貢献している 貢 ません。この指標は、1年で成果が出るものでなく、町の人口ビジョ Ⅱ やや貢献している 献 ンでも示しています短期、中期、長期の人口目標を達成できるように Ⅲ 貢献の度合いが薄い ${ m I\hspace{-.1em}I}$ 度 各課横断した移住施策を行う必要があると考えています。 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 上記に述べたように各課横断した移住施策を行う必要があると考えて おり、各課の移住定住情報の整理を行い、併せて移住定住を希望(検 ii 現状のまま継続 討) されている方のニーズに沿った情報提供が必要であると考えます 直 iii 改善しながら継続 ので、今後の方向性については改善しながら継続していくこととしま iii iv 事業規模縮小 v 事業変更 また、次年度も赤れんがと連携したおためし居住を実施していくこと とします。

(根拠:住民基本台帳) 人口流入・流出月別調書 ■平成26年度

수류		. 541	21
3月	71	91	-20
2月	51	44	2
1月	45	37	8
12月	48	32	16
11月	23	38	-15
10月	30	48	-18
9月	51	44	2
8月	32	34	1
7月	41	38	5
6月	44	20	9–
5月	47	33	14
4月	92	54	22
月	転入	転出	増減

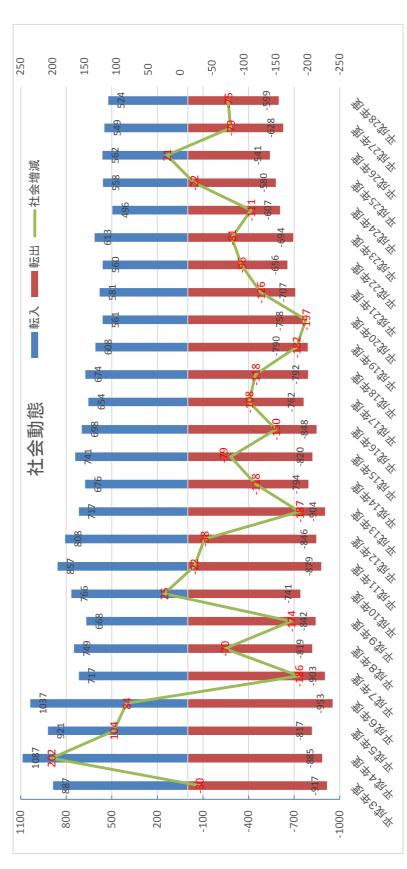
47         44         41         35         51         30         23         48         45         45         45         45         46         48         38         32         37         44         91           14         46         48         38         32         37         44         91         71           14         -6         5         1         7         -18         16         8         7         -20           5月         6月         7月         8月         9月         10月         11月         12月         1月         2月         3月         42           5月         50         52         48         42         41         32         42         51         99							
47         44         41         35         51         30         23         48         45         45         51         44           33         50         36         34         44         48         38         32         37         44           14         -6         5         1         7         -18         -15         16         8         7         44           5         4         4         4         4         4         4         8         7         4         3         4         4         3         4         4         3         4 <t< td=""><td>628 -79</td><td>合計</td><td></td><td>21</td><td>541</td><td>562</td><td>I</td></t<>	628 -79	合計		21	541	562	I
47         44         41         35         51         30         23         48         45         45           33         50         36         34         44         48         38         32         37           14         -6         5         1         7         -18         -15         16         8           5         4         6         7         8         9         10         11         12         14         2           5         4         6         33         51         60         39         34         43         33           4         7         6         7         48         42         41         32         42         51	99	3月		-20	91	71	- / -
47       44       41       35       51       30       23       48       88       32         14       -6       5       34       44       48       38       32         14       -6       5       1       7       -18       -15       16         5       4       4       4       8       3       16       16         5       4       4       4       4       4       4       4       4       8       3       16	51	2月		7	44	51	
47     44     41     35     51     30     23       33     50     36     34     44     48     38       14     -6     5     1     7     -18     -15       5     6     7     8     10     10     11       5     40     33     51     50     39     34       47     50     52     48     42     41     32	51 -18	1月		8	37	45	- / -
47     44     41     35     51     30       33     50     36     34     44     48       14     -6     5     1     7     -18       5月     6月     7月     8月     9月     10月     11月       28     40     33     51     50     39       47     50     52     48     42     41     41	42	12月		16	32	48	
47     44     41     35     51       33     50     36     34     44       14     -6     5     1     7       5 B     6 B     7 B     8 B     9 B     10 B       5 B     40     33     51     50       47     50     52     48     42	32	11月		-15	38	23	
47     44     41     35       33     50     36     34       14     -6     5     1       5 B     6 B     7 B     8 B     9 B       5 B     40     33     51       47     50     52     48	41	10月		-18	48	30	
47     44     41     3       33     50     36     3       14     -6     5     3       5 B     6 B     7 B     8 B       28     40     33     5       47     50     52     4	42	9月		7	44	51	- / -
47     44       33     50       14     -6       5 B     6 B     7 B       28     40       47     50	48	8月		1	34	35	- / -
5 B 6 B 6 A 47	52 -19	`		2	36	41	
5月	50 -10	6月		9-	20	44	
	47			14	33	47	- / -
76 54 22 54 4 月 4 月 73	73		斯	22	54	92	
転入 華出 増減 平成27年度 月 月 毎入 転入	事 場 場 は は は は に い に い に い に い に い い い い い い い	Я	■平成27年	増減	軒三甲	転入	

-79		수라	524	299	-75
2		3月	09	118	-28
6-		2月	40	29	-27
-18		1月	44	38	9
1		12月	99	39	17
2		11月	49	38	11
-2		10月	37	40	-3
8		9月	43	38	2
3		8月	46	39	7
-19		7月	26	20	-24
-10		6月	36	42	9-
-19		2月	30	47	-17
-21	英:	4月	22	43	14
増減	■平成28年度	月	転入	転出	増減



年度別社会動態(根拠:住民基本台帳)

	717 749 668 766 857 808 717 676 741	-903     -819     -842     -741     -879     -846     -904     -794     -820	-186     -70     -174     25     -22     -38     -187     -118     -79	平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度	561         581         560         613         496         558         562         549         524	-758     -707     -656     -694     -607     -580     -541     -628     -599	20
X/+174/ +   X/+0174/ +   X/+0							
2 十ルメ10十分				- '			
十尺なる中屋				平成22年度	)99		
及	749	-819	-70	平成21年度	581	-707	-196
	717	-903		平成20年	561	-758	-197
<b>半及の平</b> 医	1037	-953	84	平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度	809	062-	-189
半及 5 年展	921	-817	104	平成18年度	674	-792	-118
半成4年度	1087	288-	202	平成17年度	654	-762	-108
半阪3年度   半阪4年度   半阪5年度   半阪6年度   半成7年	887	-917	-30	平成16年度	869	-848	-150
	転入	転出	社会増減		転入	転出	なる苗湾



# 都市部からの移住世帯数等(根拠:住民基本台帳)

# ■平成27年度

都市名	移住世帯数	移住者数	Uターン者数	備 考
東京都	2	3	8	
千葉県	1	1	3	
埼玉県	1	2	0	
合 計	4	6	11	

# ■平成28年度

都市名	移住世帯数	移住者数	Uターン者数	備考
東京都	1	2	13	
神奈川県	2	3	4	
埼玉県	0	0	1	
合 計	3	5	18	
前年度からの累積	7	11	29	

# お試し居住実績

# ■平成27年度

都市名	期間	人数	備考
東京都	10月15日~12月24日	2	県のトライアルワーキングステイ

# ■平成28年度

都市名	都市名 期 間		備考
東京都	9月29日~10月5日	1	20歳代女性のショートステイ
長野県	10月11日~10月13日	3	30歳代の夫婦と子どもの家族でのショートステイ

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 政策推進課 その他の課 連番 主管課 基本目標 鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 移住・定住の促進 H28. 1 H32.3 事業名 移住・定住の情報発信 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 観光入込客数 社会増減(転入者数一転出者数) 都市部からの移住世帯数 項 的 本 策定時 未実施 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 5世帯/年 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 現在値 11世帯 進捗率 44.0% 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 1,197千円 地方創生加速化交付金 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 1,197千円 備 考 (Plan 交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いてい 題 る。特に2040年には20代・30代女性が2010年比で約7割減少し、町が消滅する可能性すらあるという予測もある。 ع 生活のしやすさをPRして移住・定住を推進する。 解 決 の 方 策 移住・定住施策をまとめたガイドブックを作成して配布するとともに、移住フェアなどの住まいに関するイベント 具 にブース出展してガイドブックを活用しながら情報発信する。 体 的 手 法 i (Do) 平成27年度補正予算により、加速化交付金を申請した「地域体験による移住・定住促進事業」が採択され、その中 で町のシティプロモーションとして位置づけを行い、シティプロモーション公認サポーターとしての町の魅力発信 実 や地域のコミュニティハウスとして設置された「赤れんが」に移住定住の情報発信ブースを設置し、町の魅力を発 信しています。また、「移住×鞍手」のフェイスブックを活用した町の魅力発信や情報発信を行いました。 施 また、北九州市を拠点とする17市町で構成した「連携中枢都市圏域」において都市圏でのイベントに出展した際に は各種情報発信を積極的に行いました さらには、地方創生の取組による銀行等で町の情報発信(DVD等)やカョチャンネルによる町のPR等を行いま (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に D 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 事業自体である移住定住に関する情報発信の評価については「ほぼ目 評 標どおり」でした。なお、この具体的施策が要因ではないにしても重 ь 目標を上回って達成 価 要業績指標の年5世帯の目標は達成できており、ほぼ目標通りであっ c ほぼ目標どおり 内 たと評価します。 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った е 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 評価内容で述べたようにこの具体的施策は、移住定住の情報発信で、 I 貢献している 貢 直接的には貢献度はないものの、町の魅力や移住定住の情報発信を行 Ⅱ やや貢献している 献 い、移住定住の選択の一助にはなっていると思われます。 Ⅲ 貢献の度合いが薄い $\mathbf{I}$ 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 現状のまま、継続して実施していきますが、移住定住の町全体の情報 量が集約できていないため、今後は、各課局と連携し、移住定住情報 ii 現状のまま継続 の整理を行っていきます。 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 政策推進課 連番 その他の課 主管課 基本目標 鞍手町への新しいひとの流れをつくる 開始年月 到達年月 検証 テーマ |移住・定住の促進 H27.4 H32.3 事業名 空家バンク 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 社会增減(転入者数一転出者数) 観光入込客数 空家バンクを通じた移住世帯数 項 的 本 策定時 未実施 策定時 21人/年 127,000人 目 目 目標値 5世帯/年 目標値 50人/年 200,000人 変更→ 300,000人 標 標 現在値 0世帯 進捗率 値 0.0% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 0千円 備 考 (Plan 交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いてい 題 る。特に2040年には20代、30代女性が2010年比で約7割減少し、町が消滅する可能性すらあるという予測もある。 ع 町内にある空き家を移住者の受け皿として活用する。 解 決 の 方 策 空家調査を実施して町内の空家の実態を把握し、所有者に今後の空家の取り扱いについてアンケート調査を実施す 具 る。併せて空家バンクシステムを導入し、アンケート調査により移住者の受け皿としての有効活用したいと回答が 体 あった空家を登録することで全国に向けて空き家情報を発信する。 的 手 法 i (Do) 平成27年度に実施した外観目視による空家調査で把握できた空家のデータを本町の地図情報システム(AiMa p) へ空家情報の登録を行いデータベースとして活用できるように整備をしました。また、平成29年度より実施の 実 空家バンク設置のための例規整備等を行いました。 施 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に D B 計画通りの効果があった | E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 空家バンクの設置に至らなかったため、指標に掲げていた目標につい 評 てもクリアーすることができませんでしたので、評価はよくなかった ь 目標を上回って達成 価 と判断します。 c ほぼ目標どおり f 内 d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 I 貢献している 評価内容の記述のとおり、空き家バンクの設置に至らなかったため、 貢 貢献はできていないと判断します。 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い IV 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 今後についても、現状のまま継続して実施していきたいと思います。 しかし、平成28年度末までに空家バンクの設置ができなかったため、 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 平成29年度についてはスピードアップし、事業に取り組んでいくこと 直 iii 改善しながら継続 ii としています。 iv 事業規模縮小 v 事業変更

# 空家の実態調査

1. 空家の実態調査について

期 間 平成27年12月14日(月)~平成28年2月29日(月)

2. 調査地域 鞍手町全域

3. 委託業者 株式会社ゼンリン

4. 現地調査員 株式会社ゼンリン調査員

5. 調査内容 空家と想定される家屋の外観目視及び写真撮影

6. 調査結果

# ◆空家の種別

種別	定義	件数			
空家	空 家 個人が居住を目的として建築した建物で現に居住してい ない物件				
空家候補	空家の可能性がある物件及び所有者が入院している物件	58件			
管理物件	不動産業者等が管理している物件	43件			
	合 計	730件			

# ◆老朽度・危険度ランク

ランク	判断基準	件	数
A	特に修繕の必要もなく、再利用が可能		223件
D	管理が行き届いていないが、当面の危険性は少ない		2.4 <i>C</i> /#
В	小規模の修繕により再利用が可能		346件
С	崩壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高い		161件
	合 計		730件

# ◆周囲に対する危険度のランク

ランク	判定内容	件	数
I	崩壊した場合でも、隣家及び公道を通行する人、車両に 危険を及ぼす可能性がない		598件
П	崩壊した場合でも、隣家及び公道を通行する人、車両に 危険を及ぼす可能性がある		132件
	合 計		730件

平成29年3月31日 鞍手町告示第35号

# 鞍手町空家情報登録制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鞍手町における空家等の有効活用を通して、定住促進による人口の増加と地域の活性化を図るため、鞍手町空家情報登録制度(以下「空家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 空家等 町内に個人が居住を目的として建築した建物で、現に居住していない(空家となる予定の建物を含む。)建物をいう。ただし、共同住宅(アパート等)は除く。
  - (2) 所有者等 空家等に係る所有権又は賃貸(転貸を除く。) 若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
  - (3) 利用希望者 鞍手町への定住等を目的として空家バンクに登録された物件の相談や利用を希望する者をいう。
  - (4) 空家バンク 町内の空家の賃貸又は売却を希望する所有者等から申込みを受けた情報を利用希望者に提供する制度をいう。

(適用上の注意)

- 第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家の取引を規制するものではない。 (空家の登録)
- 第4条 空家バンクに空家の登録を希望する所有者等は、鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」 登録申込書(新規・更新)(様式第1号)及び鞍手町情報登録制度「空家バンク」登録カード (様式第2号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、登録の可否に ついて当該所有者等に鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録完了(不可)通知書(様式第 3号)により通知するものとする。
- 3 所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、空家バンクに登録できないものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による通知に伴い登録を完了したときは、鞍手町空家バンク物件登録台 帳(以下「空家台帳」という。)に登録するものとする。
- 5 町長は、前項の規定による登録をしていない空家で、空家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者に対して空家バンクへの登録を勧めることができる。
- 6 空家バンクへの空家の登録に係る手数料は、無料とする。 (空家台帳の登録事項の変更の届出)
- 第5条 空家台帳に登録された空家の所有者等(以下「空家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録事項変更届出書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。 (空家の登録の抹消)
- 第6条 町長は、空家台帳に登録された空家が次の各号のいずれかに該当するときは、空家台帳の 登録を抹消するとともに、その旨を鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録抹消通知書(様 式第5号)により当該空家登録者に通知するものとする。
  - (1) 鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」登録抹消届出書(様式第6号)の提出があったとき。
  - (2) 当該空家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
  - (3) 空家台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録をすることができる。
  - (4) 空家登録者が暴力団員になったとき。
  - (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空家の情報の公表)

第7条 町長は、町の公式ホームページに開設した空家バンクサイトへの掲載その他の方法により 空家台帳に登録された空家に関する情報を公表するものとする。ただし、空家登録者が希望しな い事項については、この限りではない。

(空家の利用の申込み等)

第8条 利用希望者で次の各号に掲げる者は、鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録申込書(新規・更新) (様式第7号)及び誓約書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 空家に移住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、鞍手町の自然環境及び生活文化に対する理解を深め、地域住民として生活しようとする者
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、登録の可否 について当該利用希望者に鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録完了(不可)通 知書(様式第9号)により通知するものとする。
- 3 利用希望者が暴力団員であるときは、利用希望登録ができないものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による通知に伴い登録を完了したときは、鞍手町空家バンク利用希望者 登録台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するものとする。
- 5 空家バンクへの利用希望者の登録に係る手数料は、無料とする。 (利用希望者台帳の登録事項の変更の届出)
- 第9条 利用希望者台帳に登録された利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、すみやかに鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録事項変更届出書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

- 第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録抹消通知書(様式第11号)により当該利用登録者に通知するものとする。
  - (1) 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
  - (2) 登録事項に虚偽があったとき。
  - (3) 鞍手町空家情報登録制度「空家バンク」利用希望登録抹消届出書(様式第12号)の提出があったとき。
  - (4) 利用希望者台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
  - (5) 利用登録者が暴力団員になったとき。
  - (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空家登録者と利用登録者の交渉等)

- 第11条 町長は、空家登録者と利用登録者間の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。
- 2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 空家台帳及び利用希望者台帳に保有する個人情報の取扱いについては、鞍手町個人情報保護条例(平成16年鞍手町条例第13号)に定めるところによる。 (補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 政策推進課 連番 主管課 その他の課 **基本目標**|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 出会いの場の提供 H28.2 H32.3 見直し 事業名体験型お見合い 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 目 0歳~14歳までの人口割合 成婚率 項 本 的 策定時 未実施 策定時 13% 目 目 目標値 5組 目標値 11% 標 標 現在値 0組 進捗率 値 0.0% 最終値 科 決算額 補助事業名等及び特記事項 目 国庫支出金 599千円 地方創生加速化交付金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 282千円 |参加費@3,000×94名=282,000円 類 一般財源 計 881千円 備 考 赤れんがへの委託。婚活イベントについては、町と赤れんが共催で実施。 (Plan 現在、鞍手町には若い男女が出会える環境がなく、また、町外の若者が鞍手町に足を運ぶことが少ない。そのた め、町外の若者が鞍手町に住むというきっかけがなく、結婚後の住居や定住を考える場合に鞍手町が選択肢として 挙がる可能性が低い。男女で作業体験(例えば田植えや農産物の収穫など)してもらい、その後BBQなどで打ち ع 上げをして親交を深めてもらうなど、鞍手町の宣伝も兼ねたお見合い企画として、若い男女が出会える場を提供 し、鞍手町に関心を持ってもらうことを第一義として、居住や定住につなげる契機とする。 この企画で出会い、結婚し、かつ鞍手町に定住した場合、結婚祝い金を贈呈する。 方 策 ・より親交を深めてもらうためメンバー固定で年4回開催 具 (※町の特産品のPRや農作業等の四季を通じた体験型イベント) 体 ・男性15名 (会費3,000円) 、女性15名 (会費3,000円) 程度 ・結婚後、10年以上鞍手町に住んだ場合、結婚祝い金として100万円を贈呈 的 手 福岡県事業である「出会い結婚応援団体」に参加し、あかい糸め一る登録者(約8,000人)に対するイベント情 法 報の発信 (Do) 平成28年4月 鞍手町として「出会い結婚応援団体」に加入。加入することにより、本町で実施する婚活イベント を「あかい糸めーる」登録者へ情報を発信し、出会いを求める男女へ情報発信を行うことができました。 実 施 ■平成28年度 婚活事業実績 内 華世さんと話そうまちの魅力とあなたの魅力(男性のみ) 6月30日 「鞍手発!!婚活Party」(ぶどう狩り) 男性36名、女性21名 合計57名 9月11日 カップル成立 2組 12月10日 「鞍手発!!学校De婚活Party」 男性21名、女性16名 合計37名 カップル成立 2組 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に D 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 目標を大きく上回って達成 婚活イベントとしての内容の充実や成果はあったが、婚活イベントへ 評 の参加者は町外からが多く、また、指標に掲げている成婚率について 目標を上回って達成 は、達成できなかった。開催後にアンケート調査を行い。その後の 価 c ほぼ目標どおり 内 f フォローアップを行ったが、プライベートな内容となるため、立ち d 目標を下回った 入った内容までの質問項目を設定することができませんでした。指標 容 目標を大きく下回った として設定した成婚率を達成するには無理があると判断しました。 е 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 I 貢献している 事業の趣旨からすると、地方創生が提唱する若い世代の結婚のきっか 貢 けづくりとなり、地方創生の趣旨にはマッチングするものの、KPI Ⅱ やや貢献している が達成度できないこと、また、今後についても成婚率を指標のままに するには、無理があり、さらに、策定時の具体的手法についても財政 献 IV Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 Ⅳ 貢献できていない 上困難であると判断することから、貢献度はないと考えます。 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 事業規模拡大 今回の事業実施には、準備と運営には多くの人員が必要でした。また、平成28年度 は地方創生加速化交付金の採択があり、事業費の内59年円は国庫支出金で賄うことができましたが、今後は、一般財源として予算計上するには、費用対効果が薄い ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 ことから事業を見直すこととします。 しかし、戦略の中で掲げてています「結婚・出産・子育てを応援するまち くら iv 事業規模縮小 て」を実現するためには、若い世代が安心して結婚できるさまざまな情報を発信 事業変更 戦略に掲げる基本目標の達成できるように各課局の情報に横断的に整理してい きたいと考えています。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 18 主管課 地域振興課 その他の課 基本目標|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月到達年月 検証 テーマ 安心して子どもを産み、育てる環境づくり H28.2 H32.3 事業名 新婚及び子育て世帯家賃補助 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 日 0歳~14歳までの人口割合 新婚・子育て世帯の移住世帯数 項 的 本 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 30世帯 目標値 13% 標 標 現在値 0世帯 進捗率 値 0.0% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) ഗ 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 0千円 備 考 (Plan) 人口減少の抑制 題 鞍手町人口自然增減数(出生者数-死亡者数) ع |※H26. 1 . 1 ~H26. 12. 31の間の自然増減数△137人 解 決 の 方 策 ・新婚世帯……夫婦の合計年齢が70歳未満で制度開始以降に婚姻した者 具 ・子育て世帯……未就学児が同居する世帯で町外から転入してきた世帯 体 的 ・新婚世帯、子育て世帯で町内の民間賃貸住宅にお住まいの住民に年額24万円(月額2万円)を5年間補助 手 法 E (Do) 平成29年度当初予算計上を行い、3月議会において議決されました。また、平成29年10月1日施行に向け「鞍手町 新婚世帯家賃補助金交付要綱」及び「鞍手町子育て世帯家賃補助金交付要綱」を平成29年3月31日に制定しまし 実 た。 施 内 予算額……新婚世帯、子育て世帯 600,000円 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に D B 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 当該事業の施行日が平成29年10月1日であることから、平成28年度は 評 f 評価としました。 ь 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり 内 f d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 I 貢献している 上記同様、平成28年度においては貢献できていません。 貢 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い IV 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 平成29年度は、当初予算及び要綱等の整備が整ったことから、10月1 事業規模拡大 日の事業開始前に各種方面での広報周知を行うこととします。 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 19 連番 主管課 保険健康課 その他の課 基本目標|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 安心して子どもを産み、育てる環境づくり H28.2 H32.3 事業名 妊婦健診の拡充 (妊婦健診時の子宮頸がん検診公費負担) 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 妊婦健診時の子宮頸がん検診受診率 0歳~14歳までの人口割合 項 目 的 本 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 進捗率 現在値 値 27.7% 27.7% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 85千円 子宮頸がん検診補助事業 計 85千円 備 考 (Plan 福岡県全市町村の妊婦健診は平成21年度から14回公費負担で実施しているが、医学的検査13項目のうち、子宮がん検診のみが妊婦さんの自己負担 題 で実施している 子ども・子育で支援法において、市町村が義務として行う地域・子ども子育で支援事業の一つとして、「母子保健法の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業」が定められた。これに伴い、平成27年4月1日、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の公布」について、厚労省より通知が出され、妊婦健診の実施時期や回数、内容、市町村の責務を大臣告示に格上げし、周知されたところである。「市町村は、妊婦1人に ع 決 つき、14回程度の妊婦健診の実施に要する費用負担するものとすること」と告示されており、子宮がんの早期発見、早期治療のために公費負担で実 മ 施していく必要がある。 方 策 妊娠中の子宮頸がん検診に係る費用を全額助成する。 具 ①産婦人科にて子宮頸がん検診を受診 体 ②領収書の原本、申請者と同じ名義の通帳、印鑑、母子手帳をそろえて総合福祉センター 的 保健棟窓口に申請書を提出 手 ③償還払いによる口座振り込み 法 i (Do) 事業の利用率は、母子手帳交付者94名中、利用者は26名で、利用率は27.7%でした。 実 施 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に C 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 事業の利用率は、母子手帳交付者94名中、 利用者は26名で、利用率は 評 27.7%でした。利用率が低い原因は、子宮頸がん検診が2年に1回 (厚生労働省がん検診ガイドライン)となっており、経産婦は検査し ь 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり ない傾向があります。母子手帳交付時に利用の周知徹底を図り、受診 者数の向上を目指していきます。 内 d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った е 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 I 貢献している |進捗率は達成していないが、妊婦の経済的負担軽減には、貢献してい 貢 ると考えました。 Ⅱ やや貢献している 献 $\mathbf{I}$ Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 事業規模拡大 利用率は低いが、全国的には、妊婦健診の子宮頸がん検診費用助成は 実施されているので、今後も実施していくことが必要であり、現状の ii 現状のまま継続 まま継続していきます。 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

平成28年3月30日 鞍手町告示第25号

鞍手町妊婦健康診査における子宮頸がん検診費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鞍手町内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録する住所をいう。以下同じ。)を有する妊婦が妊婦健康診査(以下「妊婦健診」という。)を受診する際に医療機関等で受けた子宮頸がん検診(以下「検診」という。)の費用を補助することにより、妊婦の経済的負担の軽減を図り、もって妊娠期の母子の健康を守ることを目的とする。

(補助の対象となる妊婦)

第2条 補助の対象となる妊婦は、母子健康手帳を交付され、妊婦健診を受診する者を対象とし、医療機関等において子宮頸がん検診の費用を自己負担しているものとする。

(補助の回数)

第3条 補助の対象となる検診の回数は、1回の妊娠につき1回とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、妊婦が医療機関に支払った検診の費用とし、1回当たりの金額は、福岡県集団検診協議会が示す検診料基準額とする。ただし、支払った検診の費用が基準額に満たないときは、支払った検診の費用とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする妊婦(以下「申請者」という。)は、次の各号に 掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
  - (1) 妊婦健康診査における子宮頸がん検診費用補助事業申請書(様式第1号)
  - (2) 医療機関領収書(子宮頸がん検診を実施した内容がわかるもの。領収書を紛失した場合は、支払証明書でも可)
  - (3) 母子健康手帳の出産予定日欄の写し(鞍手町で母子健康手帳を交付されているものは省略可)

(補助金の交付決定通知及び支払)

第6条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに交付の可否決定を行い、妊婦健康診査費用補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号及び第3号)により、申請者に通知し、交付決定の場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返環)

第7条 町長は、申請者が虚偽の交付申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、申請者に対して補助金の全部又は一部を返還させることができる

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 20 その他の課 連番 主管課 保険健康課 **基本目標**|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 安心して子どもを産み、育てる環境づくり H28.2 H32.3 事業名 不妊治療への助成 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 助成対象者の出生数 0歳~14歳までの人口割合 項 目 的 本 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 10人 目標値 13% 標 標 進捗率 現在値 0人 値 0.0% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 0千円 備 考 (Plan 現在、不妊治療の助成については県の特定治療支援事業で行われているが、不妊治療における治療費は原則保険適用外であ 題 り、治療は長期に及ぶ場合もあるため、医療費が高額で経済的負担となっている。 ع (福岡県特定治療支援事業) H28.4.1~ 解 体外受精・顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に 【対象者】 決 診断された法律上婚姻している夫婦 の 【助成限度額】1回15万円 ※初回40才未満:通算6回、初回40歳以上43歳未満:通算3回まで 方 【所得制限】 730万円 (夫婦合算の所得額) 【所得制限】 (30月 八八四 日本 2011年) ①高度不妊治療の助成 (福岡県特定治療支援事業の追加助成) 【対象者】・福岡県特定治療支援事業を受けた方で夫婦で町内に1年以上在住していること。 ・町税など町への納入金に滞納がないこと。 【助成額】・1回につき15万円まで(県の特定治療支援事業に治療費として申請した額から県や他の市区町村からの助成金額を差し引いて助成) ・夫婦で町内に1年以上在住し、町税等町への納入金に滞納がないこと。 ・夫婦で町内に1年以上在住し、町税等町への納入金に滞納がないこと。 策 具 体 ②一般的不妊治療の助成 【対象者】・法権上の婚姻をしている夫婦・産婦人科や泌尿器科を有する医療機関において不妊治療を受けた方。 的 【助成額】・保険適用の不妊治療及び人工授精について、1夫婦で年間上限3万円(通算5年間まで)とし、1年間に一回のみ助成を行う。ただし、県の助成を受けている 手 法 i (Do) 平成29年度当初予算に計上し、3月議会において可決されました。平成29年4月1日施行開始に向け「鞍手町不妊 治療費助成要綱」を平成29年3月31日に制定しました。 実 施 150,000円×10人=1,500,000円 予算額……①特定不妊治療助成 扶助費 内 ②一般不妊治療 30,000円×10人= 300,000円 扶助費 合計 1,800,000円 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に D 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 平成29年度実施に向けて、準備することができたため、ほぼ目標通り 評 としています。 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり 内 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った е 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 I 貢献している 上記同様、平成28年度においては実施していないため、貢献できてい 貢 ません。 Ⅱ やや貢献している 献 IV Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 平成29年度は、当初予算及び要綱等の整備が整ったことから、4月1 事業規模拡大 日の事業開始後での広報及びホームページ等周知を行うこととしま ii 現状のまま継続 す。 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 事業変更

平成29年3月31日 鞍手町告示第43号

鞍手町不妊治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鞍手町補助金等交付規則(平成19年規則第12号。以下「規則」という。)に 定めるもののほか、鞍手町不妊治療費助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項 を定めるものとする。

(目的)

第2条 鞍手町は、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担 の軽減を図り、もって子どもを産み育てることができる少子化対策及び社会づくりに寄与することを 目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 不妊症 妊娠を希望しているにもかかわらず妊娠に至れない状態で、医師が診断したものをいう。
  - (2) 不妊治療 日本国内に所在する産婦人科又は泌尿器科を有する医療機関において、不妊症を治療するために受ける医療行為をいう。
  - (3)1回の治療 採卵準備のための投薬開始から、特定不妊治療1回に至る治療の過程をいう。
  - (4) 夫婦 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づき婚姻届を提出している夫婦及び住民 基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する外国人住民(以下「外国人住民」と いう。)にあっては、同法の規定に基づき住民基本台帳に記録されており、かつ、法律上の婚 姻の届出をしている夫婦をいう。
  - (5) 住所 住民基本台帳に記録されている住所をいう。
  - (6) 医療保険各法 次の各号に掲げる法律をいう。
  - ア 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)
  - イ 健康保険法 (大正11年法律第70号)
  - ウ 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
  - 工 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)
  - 才 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)
  - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
  - (7) 年度 毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

(補助対象事業)

- 第4条 助成金の対象となる事業は、次のとおりとする。
  - (1) 一般不妊治療 特定不妊治療を除く不妊治療(人工授精を含む。)
  - (2) 特定不妊治療 体外受精及び顕微授精

(補助対象者)

- 第5条 助成金の対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす夫婦とする。
  - (1) 医師により不妊症と診断され、不妊治療を受けている夫婦
  - (2)補助の対象となる最初の診療日の1年前から、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記載されており、現に本町に居住している者。ただし、勤務等の都合により夫婦のいずれか一方が町内に住所を有していない場合も対象とする。
  - (3) 夫婦ともに町税等を滞納していない者。
  - (4) 夫婦の女性の年齢が43歳未満の者。
  - (5) その他鞍手町長(以下「町長」という。) が必要と認める者
- 2 特定不妊治療の対象者は、前項の規定に加え、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 (平成28年2月3日付27健第4792号福岡県医療介護部長通知。)第7条の規定により福岡県知事から 特定不妊治療費の助成(以下「県助成金」という。)の決定を受けた夫婦とする。

(補助対象経費)

- 第6条 助成金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、平成29年4月1日以降に 実施された不妊検査を含む一般不妊治療及び特定不妊治療に要する経費とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる治療にかかる経費は、補助の対象としない。
  - (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
  - (2) 妻が卵巣又は子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの
  - (3) 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの
- 3 次の各号に掲げる費用は、補助の対象としない。
  - (1) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費

- (2) 文書料及び個室料等の不妊治療に直接関係のない費用
- (3) 不妊治療を伴わない不妊症を診断するための検査費用

(補助額)

- 第7条 助成金の額は、補助対象経費から医療保険各法に基づく保険者の規定により不妊治療に要する経費に対して給付される給付金及び県助成金を控除した額とし、上限額については、次の各号に掲げる額とする。
  - (1) 一般不妊治療 1年度に3万円を上限とする。ただし、他市町村等より同様の助成金等を受けている場合は、その額を控除した額とする。
  - (2) 特定不妊治療 1年度に15万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

- 第8条 助成金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、鞍手町不妊治療費助成金交付申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)により町長に提出しなければなら
- 2 前項の申請書の提出期限は、治療を受けた日の属する年度内とする。ただし、やむを得ず年度 内に申請できなかった場合は、事前に町長に報告の上、4月末日までに申請をしなければならな い。
- 3 第1項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 不妊治療費助成事業医師証明書(一般不妊治療のみ)
  - (2) 福岡県発行の「不妊治療費助成承認決定通知書」(特定不妊治療のみ)
  - (3) 町の公簿で夫婦であることが確認できない場合にあっては、夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書(外国人住民にあっては、住民票又は公の機関が発行した書類で法律上の婚姻をしていることが確認できるもの)
  - (4) 不妊治療に要した経費の領収書
  - (5) 町の助成金の対象となる不妊治療費に対して、医療保険給付金及び県助成金その他の給付等がある場合は、その交付決定通知書の写し又はその助成金額が確認できる書類
  - (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、 鞍手町不妊治療費助成金交付決定・却下通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとす る。

(助成金の交付)

第10条 前条の通知を受け、助成金を請求しようとするときは、鞍手町不妊治療費助成金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

- 第11条 町長は、助成金の交付申請者が鞍手町暴力団等追放推進条例(平成21年規則第15号)第2条第4項及び第5号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者又は交付申請者が偽りその他不正な手段によりに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。
- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、鞍手町不妊治療費助成金返還命令書(様式第4号)により期限を定めて返還を命じることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に行われた不妊治療について適用する。 (要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 連番 主管課 保険健康課 その他の課 **基本目標**|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 検証 開始年月 到達年月 テーマ 安心して子どもを産み、育てる環境づくり H27.4 H32.3 事業名 乳幼児等医療費支給の拡大 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 子育て支援策の満足度 0歳~14歳までの人口割合 項 目 本 的 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 財 県支出金 12,559千円 乳幼児医療費補助金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 4,142千円 乳幼児等医療費戻入 その他特財 類 一般財源 40,307千円 計 57,008千円 備 考 (Plan 現在、鞍手町が実施している乳幼児医療費支給制度は就学前の子どもを対象としている。 小学生からは、自己負担が乳幼児医療費制度の上限600円(1医療機関あたりの窓口支払)から3割(保険診療の一部負担額) ع へと変わることとなり、子育て世代の負担が大きくなっている。平成27年10月1日より、鞍手町乳幼児等医療費の支給として 対象年齢を就学前から中学3年生(中学生の通院費は除く)まで無料化を拡大することとなっている。平成28年10月より、福岡 県が乳幼児医療費の対象を就学前→小学生まで拡大(ただし、1医療機関あたりの上限額は増加)する予定であり、実施されれ ば町の負担はかなり圧縮されることから、今後の状況に応じて中学3年生までの完全無料化(中学生の通院費を対象に加える) 方 実施を検討する。 策 乳幼児医療費の支給対象を拡大 現行 H27. 10∼ 将来的 (時期は検討) 具 院 就学前 → 小学6年生まで → 中学3年生まで 涌 体 ・入 就学前 → 中学3年生まで → 中学3年生まで 院 的 • 自己負担 無料 → 無 料 無料 手 ※生活保護受給者は除く ※中学生の入院費は償還払い 法 (Do) 乳幼児医療費の支給対象を拡大 平成27年10月~平成28年9月末~ 平成28年10月~ 中学3年生まで • 诵 院 小学6年生まで 実 · 入 院 中学3年生まで 中学3年生まで 施 ・自己負担 無料 無料 内 ※(中学生の入院費は償還払い) ※生活保護受給者は除く (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に В 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 この指標についての評価は現時点ではできませんが、この事業の実施 評 については、平成28年10月から中学生までの全ての子どもの医療費の ь 目標を上回って達成 価 窓口負担を無料としており、当初の到達年月より4年以上前倒しで実 c ほぼ目標どおり 内 b 施しており、目標を上回って達成したといえると思います。 d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 医療費支給の拡大については、平成28年3月末現在で福岡県内60市町 I 貢献している 貢 村のうち、所得要件等を設けず全ての中学生までを対象に医療費(入 Ⅱ やや貢献している 献 院・通院)の窓口負担の無料にしているのは、鞍手町を含め11の市町 Ⅲ 貢献の度合いが薄い Ι 村しかなく、移住を検討している子育て世代に対しては、魅力的な施 度 Ⅳ 貢献できていない 策であり貢献度は高いと思われます。 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 今後もこの事業を継続し、移住を検討している子育て世代に対して広 報活動を行っていきます。 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 政策推進課 その他の課 番 主管課 連 **基本目標**|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 安心して子どもを産み、育てる環境づくり H28.2 H32.3 事業名 医療体制の充実 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 子育て支援策の満足度 0歳~14歳までの人口割合 項 目 的 本 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 515千円 計 515千円 備 考 (Plan 出産、子育でに向けた世代が新居を探したり定住を考える時に、小児科、産婦人科などのかかりつけ医が近くにあ 題 るということが条件となることも考えられる。 ع 鞍手町には小児科、産婦人科がなく、また、近隣にも少ない。特に小児科は子育てに必須の診療科であり、子育て 世代の取り込みを考慮した時に、病院の有無で大きな違いがでる。 決 現時点では明確ではないが、新たな中~大規模病院の設置に伴い、併設した形でメディカルタウンを整備し、小児 方 科、産婦人科、耳鼻科、眼科などのかかりつけ医を誘致する。 策 ■新たな中〜大規模病院にメディカルタウン併設 ・小児科、産婦人科、耳鼻科、眼科(その他皮膚科等)開業医のメディカルタウン内誘致 具 体 ※一部調剤薬局においては、調剤薬局の利用を条件に無償で個人病院の誘致業務をおこなっており、実施する 的 住民から建設費用の募金を募る 手 ※集まる金額の多寡ではなく地域住民で医療を支えるという意識醸成 法 i (Do) この具体的施策については、当初メディカルタウンの併設を目標にしていましたが、本町には専門医の医療機関を招聘する財 カ、有効利用できる土地も限りがあります。そこで、くらて病院の移転建替えにおいて地域の医療を補完する医療体制整備を行うこととしました。 実 平成28年度末にくらて病院整備基本構想を策定し、その基本構想の中で現在地より移転建替えをする運びとなりました。場所に 施 ついては、総合計画における基本方針により鞍手インターチェンジから北九鞍手夢大橋までの道路整備が進んだことによる「ま 内 ちなかの有効活用」の観点から、このルート上に公共施設や教育施設、医療機関等の都市機能を集約することとし、移転候補地 は町立野球場となりました。また、地域に整備されていない専門的な診療科の補完を行うこととしました。 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に E 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 KPIに設定している指標は、年間の総合戦略全体を見た際の指標で 評 あるため、現時点での評価については評価ができません。しかし、実 目標を上回って達成 価 施内容としては、具体的手法に掲げた専門的な医療機関をくらて病院 c ほぼ目標どおり 内 の診療体制を見直し保管していくことで評価できると考えます。 d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った е 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 総合戦略全体の評価としては、当初のメディカルタウンの併設が困難 I 貢献している 貢 であることを認識したうえで、貢献度は薄いと思われます。しかし、 Ⅱ やや貢献している 献 今後の地域医療を担う「くらて病院」での医療体制の充実を図ってい Ш Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 くことを「整備基本構想」の中で打ち出したことは評価できると考 Ⅳ 貢献できていない え、貢献度の度合いを判断しました。 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 事業規模拡大 「くらて病院整備基本構想」に基づき、くらて病院が基本設 計、実施設計に入り、平成32年度末の開院を目指し作業を進めている ii 現状のまま継続 ところです。 直 iii 改善しながら継続 ii 財源については、借入金(病院事業債(起債対象額の50%)・過疎対 iv 事業規模縮小 策事業債(起債対象額50%))と自己資金(くらて病院)を予定して

います。

事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 主管課 保健健康課 その他の課 基本目標|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月到達年月 検証 テーマ 安心して子どもを産み、育てる環境づくり H27.4 H32.3 事業名 育児用品の支給 (紙オムツ支給) 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 日 0歳~14歳までの人口割合 子育て支援策の満足度 項 的 本 未実施 策定時 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 632千円 育児用品支給事業 一般財源 計 632千円 備 考 (Plan) 平成27年度より紙オムツを現物支給しているが、保護者にも評判がよく、続けてほしいという意向が強い。現在、 支給している紙オムツの銘柄はパンパースのみであり、保護者が自由に紙オムツの銘柄を選べない状況である。 ع 子育て支援・経済的負担の軽減のために既存の事業の継続と見直しを行うこととし、紙オムツの現物支給から紙オ ムツ券の支給に変更することで、育児に必要な物品の支給をしつつ保護者が自由に紙オムツを選択できるようにす 決 の 方 策 紙オムツ現物支給→紙オムツ券の支給 具 新生児訪問時、4か月健診時、7か月健診時、12か月健診時、1歳6か月健診時に紙オムツ支給券を渡し、店舗で 体 好みの銘柄の紙オムツと引き換えてもらう。ただし、引換は町内の店舗に限定する。 的 手 法 i (Do) 新生児訪問時、4か月健診時、7か月健診時、12か月健診時、1歳6か月健診時に対象者に紙おむつの現物支給を行 実 平成27年度 541人(延人数)、平成28年度 468人(延人数)。 施 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に D B 計画通りの効果があった | E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 町内業者への委託契約を検討していくということで、平成28年度より 評 項目を以前の需用費から委託料へ変更しました。しかし、町内業者と ь 目標を上回って達成 価 の委託が進んでおらず、紙おむつ券の発行ができず、現物支給のまま c ほぼ目標どおり 内 なので、目標を下回っていると考えます。 d d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 I 貢献している 子育ての満足度については、事業完了後にアンケート調査等を行い、 貢 把握する予定としており、現段階では、数値や進捗率を記載するこ Ⅱ やや貢献している 献 はできません。しかし、対象者の方々からは、現物給付ではありますが、喜ばれているのは、対応していて感じることができます。ある程 Ⅲ 貢献の度合いが薄い ${ m I\hspace{-.1em}I}$ 度 Ⅳ 貢献できていない 度の満足はしておられると分析しています。 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 アンケート等を実施しながら、町内業者と提携することができるよう に、検討し、事業実施を行っていきます。 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 iii iv 事業規模縮小 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 24 その他の課 主管課 教育課 **基本目標**|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月到達年月 検証 テーマ 安心して子どもを産み、育てる環境づくり H27.4 H32.3 事業名 授乳室の整備 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 日 0歳~14歳までの人口割合 子育て支援策の満足度 項 本 的 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 0千円 財 0千円 県支出金 源 事業費 (決算額) ഗ 地方債 0千円 (単位:千円) 種 その他特財 0千円 類 一般財源 8千円 計 8千円 備 考 (Plan) 交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いてい 題 る。特に20代・30代女性の大幅な減少によって出生数も著しく減少する負の連鎖で町が消滅する可能性すらあると ع いう予測もある。子育てしやすい環境を整える。 解 決 の 方 策 中央公民館内の子どもの図書室に授乳室を整備し、ベビーベッドを設置する。 具 体 的 手 法 E(Do) 平成28年度は衛生面に配慮し、ベビーベットのシーツの洗濯をしました。 実 施 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に В B 計画通りの効果があった | E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 子どもの図書室に授乳室を整備し、ベビーベットを配置することで、 子育て世代が利用しやすい環境を整えることができたことは評価に値 a 目標を大きく上回って達成 評 ь 目標を上回って達成 価 します。 c ほぼ目標どおり 内 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 Ⅰ 貢献している 子どもフェスタや読み聞かせ会等の行事の際に、乳幼児が利用してお 貢 り、貢献していると思われます。 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い Ι 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 今後も継続して授乳室の環境整備に努めることとします。 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 番 福祉人権課 その他の課 連 主管課 基本目標|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月 到達年月 検証 -マ 安心して子どもを産み、育てる環境づくり H28.2 H32.3 事業名 保育事業への就学前教育の導入(公立保育所統合及び認定こども園化) 重要業績指標 (KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 体 子育て支援策の満足度 0歳~14歳までの人口割合 項 目 的 本 策定時 未実施 策定時 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 0千円 備 考 (Plan 平成21年度に公立保育所の一部民営化を実施し、現在は公立3所(児童数148人)、私立2園(188人)で保育事業を行っている。利用者負担額(保育料)に公私の区別がないため、同じ利用者負担であれば保護者としてよりサービスの充実している方を選択すると考えられ、私立の方が児童数が多い状況となっている。公立保育所としても、送迎、就学前教育の導入や園行事の充実など保護者にとって魅力あるサービスを提供していく必要があるが、慢性的な保育士不足を始めとして、雇用面や経営面で制約が多く、現在の3所のままではサービス拡充に向けた 改革を実施していくことが困難な状況である。保育の実施義務は町にあり、必要量(需要)に対する確保(供給)ができれば公私の区別はなく、少子化による児童教験少の流れを考えれば、将来的には町内1園化(完全民営化)の方向に向かうことが予想される。当面は、特機児童が生じないよう公立保育所を統合した上で、公立1所、私立2園の町内3園体制で保育を実施し、公私が連携しながら「認定こども園化」による就学前教育の導入や、それで私の特徴を活かしたサービスの拡充を図り、併せて、町内1園化に向けた検討を行っていくこととする。また、就学前教育に関し、私立では既に国語、算数、体育等に力を入れた取り組みが必されており、町全体の学力の底上げという観点からも、公立においても質の高い新たな取り組みが必要である。取り組みに際しては、詰め込みの英才教育ではない鞍手町という風土に合ったスーパー教育の導入を検討し、統合による効率化などのメリットをサービス拡充に転換した上で財物が見た関と、まましていくこととする。 題 ع 決 മ 方 政状況を勘案しながら実施していくこととする。 策 ①公立保育所を統合 …保育士不足解消など経営安定化とサービス拡充 具 …公の関与を最大限発揮し、競争ではなく公私の区別なく町の保育事業として強 ②公私連携法人協定締結 体 力に連携 的 ③保育所型認定こども園化 …公私が連携し町内認定こども園化を実施し、就学前教育付加による学力底上げ 手 ④スーパー教育導入検討・実施…公立としての取り組み方法を検討し、財政状況を勘案した上で実施 ⑤町内1園化に向けた検討 …将来に向けた保育のあり方(完全民営化)の検討 法 (Do)保育所の統合に関しては、当面の目標である公立1所、私立2園体制を達成するために、私立保育園を運営する社会福祉法人明 星福祉会と共通認識を持ち、計画的・段階的に進めていく必要があるとの考えから、明星福祉会との協議を進め、平成32年度当 実 初までに公立を1所とし、公立廃止分を私立が拡張する内容の「鞍手町における保育ニーズの確保方策に関する協定書」を締結 しました 施 上記の協定協議において、まずは保育ニーズの確保と保育所の統廃合を優先的に実施し、認定こども園化についてはその後に検 内 討することとしています スーパー教育の導入に関しては、保育所を含む他の児童福祉施策等を妨げない形での実施を目標として、平成29年度において、 子どもの能力向上プロジェクト制度設計支援業務委託のための予算計上を行いました。 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に C 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 認定こども園化の先送りはあるものの、公立保育所の統合、スー 評 教育の導入に関しては、ほぼ目標どおりの評価ができるものと考えま 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり 内 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った е 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 I 貢献している 概ね計画通りに進捗しているものの、事業効果が出るところまでは到 貢 達していません。 Ⅱ やや貢献している 献 Ш Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 事業規模拡大 公立保育所の統合に関しては、全体の流れは変えないが、保護者アン ケート等による住民ニーズを反映させながら、実施していきます ii 現状のまま継続 スーパー教育の導入に関しては、制度設計支援業務の委託先と連携 直 iii 改善しながら継続 し、他の児童福祉施策等を妨げない形での実施に向けて制度を構築し iii iv 事業規模縮小 ていくこととします。 事業変更

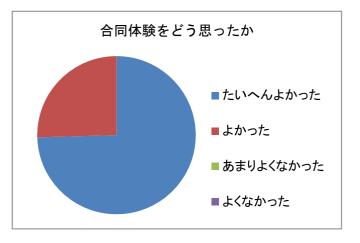
### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 26 その他の課 主管課 教育課 基本目標|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 検証 開始年月 到達年月 テーマ 児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実 H28.2 H32.3 事業名 | 小学校交流事業 (授業・修学旅行・宿泊学習等の合同実施) 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 子育て(教育)支援策の満足度 0歳~14歳までの人口割合 項 目 本 的 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 0千円 財 0千円 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 0千円 (単位:千円) 種 その他特財 0千円 類 一般財源 0千円 計 0千円 備 考 (Plan 小学校から中学校へ進学した際に起こる問題の1つに「中1ギャップ」がある。 題 原因としては、①子どもたちが異なった小学校から1つの中学校に集まるため人間関係が再編成されたり複雑化し ع たりすることや、②中学校での勉強の難易度が上昇することなどがある。この結果不登校となる生徒が出てくるこ ともあり得る 決 同じ小学校内に限らず他の小学校に通う児童との友人関係を築くことで、中学校生活をスムーズに開始することが 方 できるよう、町内6小学校の児童が交流できる機会を設ける。 策 ①宿泊学習の合同実施(5年生) 具 ②修学旅行の合同実施(6年生) 体 ③中学校での授業体験(6年生)…各学期に1回ずつ。まずは中学校の入学説明会時に1回 的 手 法 i (Do) ①宿泊学習の合同実施と②修学旅行の合同実施については、平成28年度については未実施でしたが、平成29年度に おいて西川小学校と室木小学校の2校合同の修学旅行実施について検討し実施を決定しました。 宯 施 ③中学校での授業体験については、中学校の入学説明会時に中学生活についての説明及び校内見学を行う。また、 内 体験授業として、実際に授業体験及び部活動体験を行いました。 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に E 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 授業体験については、計画していた内容について実施できた部分も 評 あったが、小学校6校の日程調整、授業時数の確保も必要なため学期 ь 目標を上回って達成 に1回の実施は難しい。 価 c ほぼ目標どおり 内 宿泊学習・修学旅行について、平成29年度に修学旅行を2校で行う予 d d 目標を下回った 定ですが、「6年間一緒にやってきた子どもたちだけで行かせたい」 容 目標を大きく下回った と一部の保護者からの意見もあるため今後の課題となると思われま す。 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 「中一ギャップ」解消に向けた取り組については、体験授業や各種行 I 貢献している 貢 事の際に合同で行いようにして体験や交流の機会を増やしています Ⅱ やや貢献している 献 が、6校の日程調整や授業時数の確保、受入先との調整も必要なため Ⅲ 貢献の度合いが薄い ${ m I\hspace{-.1em}I}$ 度 難しと貢献度は薄いと考えます。 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 今後は、学習指導要領の改定により小学校の授業時数の確保が必要な ため体験等の機会を増やして行くことは難しいように思われるが、現 ii 現状のまま継続 在行っている行事等を活用していくように考えます。 直 iii 改善しながら継続 iii iv 事業規模縮小 v 事業変更

平成27年度小学校交流事業(授業・修学旅行・宿泊学習等の合同実施)アンケート調査

1. 合同体験学習について、どう思いましたか。 (1つを○で囲んでください)

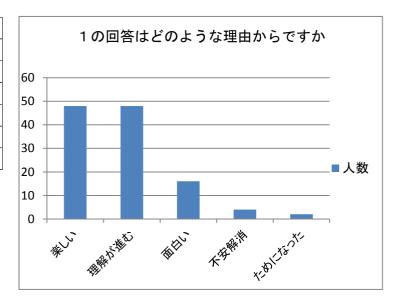
項目	人数
たいへんよかった	85
よかった	29

たいへんよかった	85
よかった	29
あまりよくなかった	0
よくなかった	0
総数	114



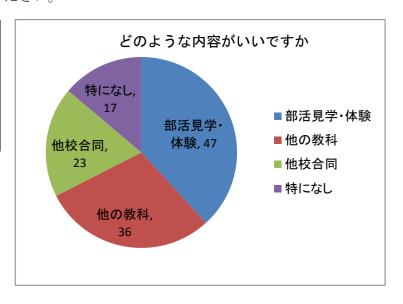
2. 1で答えたのは、どのような理由ですか?その理由を書いてください。

項目	人数
楽しい	48
理解が進む	48
面白い	16
不安解消	4
ためになった	2
総数	118



3. 次の合同体験学習会をするとすれば、どのような内容がいいですか。 あなたのアイデアを教えてください。

項目	人数
部活見学・体験	47
他の教科	36
他校合同	23
特になし	17
総数	123



### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 その他の課 連番 主管課 教育課 基本目標|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実 H27.4 H32.3 事業名 学習アシスタント事業 重要業績指標(KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 子育て(教育)支援策の満足度 0歳~14歳までの人口割合 項 目 本 的 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 0千円 財 0千円 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 0千円 (単位:千円) 種 その他特財 0千円 類 一般財源 1,107千円 計 1,107千円 備 考 (Plan 平成24年度から、大学生の学習アシスタントを学校に配置し、授業中に子どもたちの学習支援を行うことで基礎学力の向上を図ってきた。 題 全国学力・学習状況調査や福岡県学力実態調査の平均正答率を見ると、小学校においては福岡県の平均正答率と同程度となってきており、学習アシ スタント事業が学力向上の一助になっていると考えられる ع 今後も引き続き学力向上を図るため、本事業の継続的な実施が不可欠である。 第4次総合計画後期基本計画で提案され、平成24年度から実施中の事業である。引き続き学習アシスタントを配置することでチームティーチングの 授業形態を取り、子どもたちの個々に応じた学習指導の充実を図る。 決 മ 方 策 福岡教育大学や九州女子大学等と連携し、教員志望の学生を派遣してもらい、各学校に配置する。 具 ・1校につき週2回、年間35週の来校 体 ・1回につき3,000円(報償費) 的 3,000円×2回/週×35週×7校=1,470千円 手 法 (Do) 平成28年度については、福岡教育大学や九州女子短期大学等より学習アシスタントとして、テストの○付けや、授 業支援の必要な児童へ個別指導を行う等、基礎学力の向上や学習指導の充実を行うことができました 実 施 ■平成28年度実績 内 小学校 1,092,000円 364回 14人 中学校 容 1人 5回 15,000円 計 15人 369回 1,107,000円 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に В 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 小学校においては、ほぼ計画どおりの活用ができていたが、中学校に 評 おいては、年間に5回のみの活用となっており計画を大きく下回って 目標を上回って達成 価 います。 c ほぼ目標どおり 内 d d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った е 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 I 貢献している 中学校での活用はあまりできていない状況であるが、小学校において 貢 テストの○付や、授業支援の必要な児童へ個別指導を行う等、基 Ⅱ やや貢献している 献 礎学力の向上や学習指導の充実を行う事が出来ているため貢献出来て $\mathbf{I}$ Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 いると考えます。 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 小学校では、現状のまま継続を続けて行き、中学校においては活用計画を検討し配置の回数を増やしていくようにします。 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 iii iv 事業規模縮小 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 28 その他の課 主管課 教育課 基本目標|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実 H28.2 H32.3 事業名 放課後教室の設置 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 子育て(教育)支援策の満足度 0歳~14歳までの人口割合 項 目 本 的 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 0千円 財 0千円 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 0千円 (単位:千円) 種 その他特財 0千円 類 一般財源 0千円 計 0千円 備 考 (Plan 平成26年度の全国学力学習状況調査・福岡県学力実態調査では、鞍手町の平均正答率は概ね全国平均・福岡県平均 題 に到達できている状況であるが、依然として正答率が低い児童生徒が見られ、学力の二極化が懸念される状況であ ع 学力が低い児童生徒に対する学習支援をいかに行っていくかが課題である。 決 学校の授業終了後に学校で学習できる時間と場所を「放課後教室」として確保し、講師による学習指導が受けられ の 方 る体制を整備する。 策 学校の教室などを活用し、子どもたちに学習の時間と場所を提供する。 子どもたちの質問などに対応できるよう、学生や退職教員等を講師として配置し、指導ができる体制を整備する 具 体 現在小学校では、毎週木曜日は教職員の研修日となっており下校時間が早いため、週1回の実施とし、希望する児童生徒のみを対象とする。 ・1校につき週1回、年間35週の実施 ・1回につき3,000円(報償費) ……学習アシスタントと同額を想定3,000円×1回/週×35週×7校=735千円 的 手 法 i (Do) 未実施 実 施 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に F 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 放課後教室においては、学校の教室等の利用して行うように検討を 評 行ったが、最終的な施錠や学校備品の管理、児童生徒の各個人の学習 ь 目標を上回って達成 教材の管理等問題が解決出来ていない、また学習指導を行う講師等の 価 c ほぼ目標どおり 内 f 確保が難しく実施はできていません。 d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 I 貢献している 未実施のため貢献できていません。 貢 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い IV 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 今後は学校の教室等の利用だけではなく、他の施設利用も検討して問題を解決し、事業実施に向けていくように考えます。 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 iii iv 事業規模縮小 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 29 その他の課 主管課 教育課 基本目標|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 検証 開始年月到達年月 テーマ 児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実 H27.4 H32.3 事業名 | 英語教育の充実 (ALTの拡充) 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 日 0歳~14歳までの人口割合 子育て(教育)支援策の満足度 項 本 的 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) ഗ 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 5,180千円 交付税措置 計 5,180千円 備 考 (Plan 今後、ますます国際化が進む中で、世界で通用する人材を育成するためには英語教育を充実させ、早い段階から英 語に慣れ親しむ環境を整える必要がある。また、平成30年度から小学校高学年(5、6年生)において英語が教科化されることに伴い、ALT(外国語指導助手)を積極的に活用するなど英語指導の人材を確保することが重要と ع なっている 決 しかし、現在ALTは1人のみであり、各学校・各学年に授業に行く回数が少ないのが現状である。 方 英語教育のさらなる充実に向け、学校に指導に行く回数が現状よりも多くなるよう、ALTの人数を増やす。 策 ・主に小学校を担当するALTを2名雇用 具 ・主に中学校を担当するALTを1名雇用 体 ※各学校の時間割等によって3人を振り分け、無理なく学校に派遣できる体制にする。 的 手 法 E (Do) 現在、一般財団法人自治体国際化協会が主催している、JETプログラムにより1名のALT(外国語指導助手) を配置してもらっているため追加で配置要望を行う。 宯 施 ■平成28年度実績 ·派遣実績 ○小学校 178日 394時間 ○中学校 15日 54時間 内 ・平成28年10月28日付、平成29年度第31期IETプログラムに係る(ALT・CIR)新規招致者、再任用者数 ・配置要望調査において、1名の再任用及び1名の新規招致者の希望を提出。 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に C B 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 平成28年度は、1名のALTを小学校6校と中学校に派遣したこと、 評 また、平成29年度より新規招致者として1名の追加配置が決定したこ ь 目標を上回って達成 価 とにより、「ほぼ目標どおり」に計画が進んでいます。 c ほぼ目標どおり 内 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 I 貢献している 上記と同様、派遣実績として、小学校へ178日、394時間の派遣を行 貢 い、中学校へ15日、54時間の派遣を行ったことや平成29年8月より新 規招致者として1名の追加配置が決定したことにより、やや貢献して Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い $\mathbf{I}$ 度 いると考えます。 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 今後は英語教育のさらなる充実に向け、計画にあるALT3名の配置 を目標に事業を継続していきます。 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 i iv 事業規模縮小 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 30 主管課 教育課 その他の課 基本目標|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実 H27.4 H32.3 事業名 ふるさと歴史学習 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 日 0歳~14歳までの人口割合 子育て(教育)支援策の満足度 項 本 的 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 0千円 財 0千円 県支出金 源 事業費 (決算額) ഗ 地方債 0千円 (単位:千円) 種 その他特財 0千円 類 一般財源 0千円 計 0千円 備 考 (Plan 交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いてい 題 る。特に20代、30代女性の大幅な減少によって出生数も著しく減少する負の連鎖で町が消滅する可能性すらあると ع いう予測もある。 小中学生を対象に地元愛を育むための歴史学習を実施する。 決 方 策 町の歴史ガイドを作成し、それを教材として小中学生に歴史学習を実施する。 具 体 的 手 法 i (Do) 平成28年度は、町内6小学校の6年生に対して、31回の歴史学習(鞍手町の歴史の話、古代の土器や道具に触れ る、勾玉作り、火おこし、土器作り、遺跡見学)を実施しました。 実 施 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に В B 計画通りの効果があった | E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 町の歴史ガイド本である「鞍手歴史図鑑」を使って、歴史学習を町内 評 6小学校で実施したことは評価に値します。 ь 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり 内 C d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 I 貢献している 町内6小学校で歴史図鑑を使って授業したことで、地域の歴史学習に 貢 貢献していると思われます。 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い Ι 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 今後も継続して地域の歴史学習を実施していくこととします。 ii 現状のまま継続 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

# 平成28年度 子ども学芸員事業事績

# 概要

- 1. 対象 6 小学校の6年生 2. 授業内容
- - ①各校区を中心とした地域の歴史 ②体験学習 ・勾玉づくり ・火おこし体験 ・土器づくり、土器焼き
    - 町内遺跡見学

No.	月日	学校名	参加人数	内 容	歴史ボランティア参加状況
1	4月15日	西川小	14	歴史の話	_
2	5月27日	室木小	8	歴史の話	2
3	6月1日	室木小	8	遺跡見学	1
4	6月2日	剣北小	39	歴史の話	2
5	6月3日	古月小	17	歴史の話	2
6	6月7日	剣南小	32	歴史の話 まが玉	2
7	6月14日	西川小	14	まが玉	2
8	6月15日	古月小	17	まが玉	3
9	6月21日	新延小	24	歴史の話	3
10	6月28日	新延小	24	土器づくり	4
11	7月7日	剣北小	39	土器づくり	3
12	7月12日	剣南小	32	土器づくり	3
13	7月13日	西川小	14	土器づくり	2
14	7月14日	新延小	24	火おこし	2
15	9月6日	室木小	8	まが玉	3
16	9月7日	剣北小	39	まが玉	3
17	9月13日	古月小	17	土器づくり	2
18	9月23日	西川小	14	遺跡見学	2
19	10月4日	新延小	24	まが玉	3
20	10月11日	室木小	8	土器づくり	5
21	10月12日	古月小	17	火おこし、土器焼き	3
22	10月28日	剣北小	39	遺跡見学	_
23	11月1日	新延小	24	遺跡見学	1
24	11月4日	剣南小	32	土器焼き	1
25	11月21日	古月小	17	遺跡見学	_
26	11月22日	剣南小	32	遺跡見学	_
27	11月25日	西川小	14	火おこし、土器焼き	4
28	1月17日	新延小	24	土器焼き	4
29	1月24日	室木小	8	火おこし、土器焼き	1
30	2月10日	剣北小	39	火おこし、土器焼き	4
31	2月17日	剣南小	32	火おこし	2
	合計	人数	694	31	69
-					

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 その他の課 連番 主管課 教育課 基本目標|若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 開始年月 到達年月 検証 テーマ 児童・生徒の確かな学力の向上を図る教育環境の充実 H27.4 H32.3 事業名 教育相談員の配置 指標 (実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 0歳~14歳までの人口割合 子育て(教育)支援策の満足度 項 本 的 策定時 未実施 策定時 11% 目 目 目標値 90% 目標値 13% 標 標 現在値 進捗率 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 0千円 財 0千円 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 0千円 (単位:千円) 種 その他特財 0千円 類 一般財源 3,830千円 計 3,830千円 備 考 (Plan 交通インフラの充実による利便性と自然豊かな田舎要素を兼ね備えているが、知名度が低く、人口流出が続いてい 題 る。特に20代、30代女性の大幅な減少によって出生数も著しく減少する負の連鎖で町が消滅する可能性すらあると ع いう予測もある。 教育に関する相談環境を整えて、子育て世代の不安を取り除く。 決 方 策 子育て世代が教育相談できるよう、相談員を配置する。 具 体 的 手 法 i (Do) 退職校長を教育指導員として教育委員会へ配置し、保護者からの教育に関するさまざまな相談や問題に対して指導 及び助言を行うことが出来ました。また、業務の多様化に伴い、平成29年度より教育相談員と教育指導員とに業務 実 を分担するようにしています。 施 ■平成28年度実績 教育指導員 (月額) 内 1人 3,830千円 ■平成29年度予定 教育相談員(日額) 12,500 円 $\times$ 1 人 $\times$ 150 日= 1,875 千円 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に В 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 平成28年度においては、1名の教育指導員の配置をし、支援の必要な 評 児童生徒のさまざまな問題解決や、教職員の問題等に関しても解決に ь 目標を上回って達成 価 向けて、指導や助言をすることができました。 c ほぼ目標どおり 内 b d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直 面する子どもに対して、スクールソーシャルワーカーと一緒に訪問や I 貢献している 貢 Ⅱ やや貢献している 献 対策会議等を行い問題解決に向けて支援を行っており、貢献出来てい Ⅲ 貢献の度合いが薄い Ι 度 ると考えます。 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 貢献度は高いと考えているため、今後も継続していきます。また、業務が多様化している事があるため、平成29年度においては、教育の相 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 談と教職員の指導と業務を分担して配置を行っていきます。 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 福祉人権課 その他の課 鞍手町社会福祉協議会 連番 主管課 基本目標 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する 開始年月 到達年月 検証 テーマ 安全・安心なくらしの確保 H28.2 H32.3 事業名 生活支援体制整備事業 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 住みよいと感じている人の割合 支援体制の満足度 項 的 本 46.2% 策定時 未実施 策定時 目 目 目標値 15団体 目標値 80.0% 標 標 現在値 0団体 進捗率 値 0.0% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 計 0千円 備 考 (Plan 平成26年度介護保険法改正により、要支援認定者に対する訪問介護・通所介護が予防給付から外れ、「介護予防・日常生活支援 総合事業」へ移行するが、生活支援サービスの担い手になりうるボランティア団体や人材が育成されていない。 題 ع 要支援者の訪問介護・通所介護が介護保険の予防給付から外された状態で、現状必要となる生活支援サービスを把握すること、 それと同時に、営利企業が実施するものも含めて、現状ある生活支援サービスを把握する。 決 必要となるサービスのうち、現状あるサービスでは充足できないサービスは、新たな担い手を発掘・養成する必要がある。 മ 方 策 地域の民生委員、既存のボランティア等からなる協議体を設置して、既存のサービスや開発が必要なサービス等を 具 把握する。協議体の中から生活支援コーディネーターを選出して、コーディネーターと協議体が連携して生活支援 体 の担い手の養成やサービスの開発を行う 的 地域の生活支援ニーズとサービス提供主体の活動の結びつけの支援を行う。 手 法 $\mathbf{E}(\mathbf{Do})$ 介護予防・日常生活支援総合事業の中の包括的支援事業における生活体制整備支援事業については、鞍手町地域包 括支援センターが主体性をもって取り組むこととしていましたが、平成29年度からは、この生活体制整備支援事業 実 について、鞍手町社会福祉協議会に業務委託を行いました。 施 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に E 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 生活体制整備支援事業実施についての方策や実施主体などの検討を行 評 い、コーディネーターの選出や、協議体の設置には至りませんでし ь 目標を上回って達成 価 c ほぼ目標どおり f 内 d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った е 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 I 貢献している 生活体制整備支援事業実施についての方策や実施主体などの検討を行 貢 い、コーディネーターの選出や、協議体の設置・地域づくりを行うま Ⅱ やや貢献している 献 でには至りませんでした。 IV Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 事業規模拡大 平成29年度からは、この生活体制整備支援事業について、鞍手町社会 福祉協議会に事業委託。住民主体となる事業で社会福祉協議会では、 ii 現状のまま継続 各種ボランティア団体や人材確保、人材育成についてのノウハウを 直 iii 改善しながら継続 İİ 持っており、これからの協議体の立ち上げや生活支援コーディネー iv 事業規模縮小 ターの確保、育成等についてスムーズな事業運営が見込まれるため委 v 事業変更 託いたしました。また、社会福祉士からの専門的知識、助言等が生か されると思われます。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 総務課 その他の課 主管課 基本目標 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する 開始年月 到達年月 検証 テーマ 安全・安心なくらしの確保 H28.2 H32.3 事業名 避難行動要支援者名簿活用事業 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 住みよいと感じている人の割合 避難訓練の実施数 項 的 本 46.2% 策定時 4件 策定時 目 目 目標値 7件 目標値 80.0% 標 標 5件 現在値 進捗率 値 71.4% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 決算額 目 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 299千円 計 299千円 備 考 (Plan) 東日本大震災における死者の内、高齢者の死者数は約六割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上る 題 など、多くの避難行動要支援者が犠牲となった。そのため、要支援者が迅速な避難行動を行える体制づくりが急務 ع である 解 避難行動要支援者名簿を作成し、地域が主体となった避難支援体制の整備。 決 മ 方 策 避難行動要支援者名簿の作成後、地域・行政・消防・警察などの関係機関が共有し、地域においては日頃の見守り 具 活動も含めた避難支援体制づくりを行い、年間1地区を目標に避難訓練を実施する。その他の機関においては災害 体 |時の後方支援を行う。 的 手 法 E(Do) 平成27年度までに避難訓練を実施した地区 新中山区、中山北区、本町区、倉坂区 実 平成28年度中に以下のとおり実施しました。 施 ・避難訓練 新中山区、中山北区、中山西区 内 ・避難行動要支援者名簿作成のための承諾書を郵送により送付。送付件数 935件。 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に C B 計画通りの効果があった | E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 平成28年度は、新中山区で避難行動訓練、中山北区で図上訓練、中山 評 西区で防災訓練が実施されました。しかし、昨年度実施した区が実施 ь 目標を上回って達成 されておらず、今後は継続して実施することについても周知していか 価 c ほぼ目標どおり 内 なければならないと考えます。なお、重要業績指標についてはほぼ目 d 目標を下回った 標通りでした。 容 目標を大きく下回った 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 避難行動要支援者名簿が整理途中のため、その名簿を活用した避難支 I 貢献している 貢 援体制づくりが完了していないため、貢献度は薄いと考えます。 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い Ш 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 避難行動要支援者名簿の作成を完了し、関係機関と情報を共有しながら、まずは避難支援体制づくりを行う今後も現状のまま継続していく 事業規模拡大 ii 現状のまま継続 こととします。 直 iii 改善しながら継続 ii iv 事業規模縮小 v 事業変更

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 34 総務課 その他の課 主管課 基本目標 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する 開始年月到達年月 検証 テーマ 安全・安心なくらしの確保 H28.2 H32.3 事業名 防犯対策事業 重要業績指標 (KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 住みよいと感じている人の割合 犯罪件数 項 本 的 策定時 173件 策定時 80.0% 目 目 目標値 犯罪件数の減少 目標値 46.0% 標 標 現在値 164件 **進捗率** 減少率5.2% 値 最終値 補助事業名等及び特記事項 科目 決算額 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 6,260千円 計 6,260千円 備 考 LED防犯灯への取替に関して1基10千円の補助を実施 (Plan 各行政区において地域の安全・安心の確保のために設置している防犯灯数は約1,700基あり、そのうち約20%がL ED防犯灯となっている。町では、各行政区の負担を軽減するために防犯灯設置補助金によりLEDへの変更を行 ع う行政区に対して補助を行っているが、現状の補助金額ではLED変更促進が図れていない。行政区がLEDへの 変更を行う費用の負担を軽減する。 決 方 策 LED防犯灯への補助事業については、現在のところ一基につき7千円を補助しているが、その補助額を一基につ 具 き1万円に増額して各区の財政的負担を軽減する。 体 的 手 法 E(Do) 平成28年度中に以下のとおり補助を実施しました。 各行政区等によるLED変更灯数 626灯 施 補助金支出額 6,260,000円 内 容 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に C B 計画通りの効果があった | E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 防犯灯のLED化については各区に浸透し、前年度よりも多くの区が 評 LED化を実施しているものの、犯罪率の減少については直接結びつ ь 目標を上回って達成 価 くものではなく、現状評価できるものではないためです。策定時の犯 c ほぼ目標どおり 内 罪件数は173件であり、平成27年度の犯罪件数は156件で減少率は d d 目標を下回った 11.1%でしたが、平成28年度の犯罪件数は164件で前年より8件増加 容 目標を大きく下回った したため、減少率は5.2%と後退しました。 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 I 貢献している 犯罪率の減少は長期的視点で捉えるものであり、1か年の実施では判 貢 断できないため現時点では貢献の度合いは薄いと考えます。 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い Ш 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 防犯灯のLED化事業は直接KPIに結びつくものではないものの、 LED化の補助金額を増額し、各区に補助事業が浸透することにより ii 現状のまま継続 既存の取替だけでなく、新規の防犯灯設置も行われるようになってき 直 iii 改善しながら継続 İİ iv 事業規模縮小 そのため、事業を現状のまま継続し長期的に取り組むことにより安 v 事業変更 心・安全のまちづくりに寄与していきたいと考えます。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 政策推進課 連番 主管課 その他の課全庁 基本目標 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する 開始年月 到達年月 検証 テーマ 広域連携の強化 K P I の H27.4 H32.3 事業名 連携中枢都市圏事業 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 住みよいと感じている人の割合 連携事業件数 項 的 本 未実施 46.2% 策定時 変更→ 3 事業 策定時 目 目 目標値 5件 15事業 目標値 80.0% 標 標 現在値 13事業 進捗率 値 86.6% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 250千円 地方創生推進交付金 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 250千円 計 500千円 備 考 (Plan 人口減少・少子高齢化社会において、一定圏域における活力ある社会経済を維持するために、経済をけん引してい 題 く核となる都市(政令市など)とその近隣自治体による広域連携の取り組みを推進する新たな仕組みとして、「連 ع |携中枢都市圏構想」を推進する。 解 決 の 方 策 形成される圏域内での広域連携による経済成長、地域全体の振興、行政サービスの効率化を図っていく。 具 体 的 手 法 (Do) 平成28年度は、北九州連携中枢都市圏域の17市町で連携協約(平成28年4月18日)を結び、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビ ジョンに基づき、各種事業を進めてきました。平成28年度は、【地方創生推進交付金事業】連携中枢都市圏「北九州都市圏域」による『きりん』の輝き推進事業は始めとする9事業に着手しました。 ①【地方創生推進交付金事業】連携中枢都市圏「北九州都市圏域」による『きりん』の輝き推進事業②クルーズ船入港時におけ 施 る P R 活動 (平成28年9月7日) ③大規模イベント等の開催・支援 (ギラヴァンツフレンドリータウン協議会での特産品 P R 平 内 成28年、北九州マラソンでのPR…平成29年2月18、19日) ④北九州空港の機能拡充・利用促進⑤北九州地方裁判所昇格期成会⑥圏域における地理空間情報プラットフォーム整備事業⑦福 岡県に対する提案・要望活動の連携⑧東九州自動車道の整備促進に係る要望活動の連携⑨企画立案研修の合同実施 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に Α 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 指標である事業件数をクリアしており、また、平成28年度に連携協約 評 を締結し、各事業が動き出し、連携中枢都市圏域として4事業の新規 ь 目標を上回って達成 事業に取り組むことができたことは連番35、36、37の中でも一番の貢 価 c ほぼ目標どおり 献度であると思われます。 内 а d 目標を下回った 事業数 9事業 容 目標を大きく下回った е 達成できなかった 貢献度の理由 貢献度区分 指標についてもKPIを大きく上回り達成したことは総合戦略全体の I 貢献している 貢 貢献度はに値すると考えます。今後も各課局と連携し、随時事業の連 Ⅱ やや貢献している 献 携が行えるよう体制整備と情報発信を行っていきたいと考えます。 Ι Ⅲ 貢献の度合いが薄い 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 事業規模拡大 連番35、連番36、連番37については、広域連携の強化の指標を掲げて 策定時の精査及び連携事業の把握の整理ができていなかった ii 現状のまま継続 ため、今回整理を行います。策定時には未実施としていた事業数を策 直 iii 改善しながら継続 ii 定時は8事業とし、平成31年度末の事業数を20事業と変更をします。 iv 事業規模縮小 今後連携事業の拡大は連携中枢都市圏事業においてがほぼとなりま v 事業変更 す。各課局と連携し、事業の連携推進を行っていくこととします。 15事業(目標値) 次年度以降指標変更 3事業(策定時)

# 平成27年度北東部拠点等事業一覧

-	くしょうこうしょうしょう	1 チ ハヘ ブロ	
No.	, 開催日	事業名	内容
П	随時	北九州空港の機能拡充・利用促進	総会への出席 (7月15日) 等
2	2 平成27年7月 日	北九州地方裁判所昇格期成会	総会への出席
3	3 平成27年8月28日	福岡県に対する提案・要望活動の連携	福岡県に対する提案・要望を連携して行う
4	4 平成27年8月28日	東九州自動車道の整備促進に係る要望活動の連携	福岡県に対する提案・要望を連携して行う
2	平成27年7月~11月	企画立案研修	圏域市町村の企画立案能力の向上を目的とした研修 (1名参加)

※平成27年度に実施した事業は、平成28年度に17市町が連携協約を結んだ連携中枢都市圏事業へと移行

# 平成28年度連携中枢都市圏事業一覧

-	一分と「人生ル!」と呼いらず不	, 巨 ナ	
No.	5. 開催日	事業名	内 容
1	随時	北九州空港の機能拡充・利用促進	総会への出席等
2	平成28年7月29日	北九州地方裁判所昇格期成会	総会への出席
3	平成28年8月30日	福岡県に対する提案・要望活動の連携	福岡県に対する提案・要望を連携して行う
4	平成28年8月30日	東九州自動車道の整備促進に係る要望活動の連携	福岡県に対する提案・要望を連携して行う
2	平成28年7月~11月	企画立案研修	圏域市町村の企画立案能力の向上を目的とした研修 (1名参加)
9	随時	圏域における地理空間情報プラットフォーム整備事業	地理的空間情報を活用した情報発信
2	平成29年2月4日~5日	連携中枢都市圏「北九州都市圏域」による『きりん』の輝き推進事業	東京交通会館にて特産品の販売
8	平成28年9月27日	クルーズ船入港時におけるPR活動	門司港にてぶどうの販売
O	平成28年9月18日	十世ばイベント第の間保・支援	ギラヴァンツフレンドリーータウン事業(鞍手ぶどう販売)
C	平成29年2月18日~19日	人気疾亡、く ごすび 開催・人域	北九州マラソンでの物販

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 連番 政策推進課その他の課地域振興課 主管課 基本目標 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する 開始年月 到達年月 検証 テーマ 広域連携の強化 K P I の H27.4 H32.3 事業名 直方・鞍手広域連携プロジェクト 重要業績指標 (KPI) 指標(実施に関する目標達成の状態) 基 体 住みよいと感じている人の割合 連携事業件数 項 的 本 46.2% 策定時 未実施|変更→ 3 事業 策定時 目 目 目標値 5件 15事業 目標値 80.0% 標 標 現在値 13事業 進捗率 値 86.6% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 財 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 601千円 計 601千円 備 考 (Plan) 福岡県、直方市、宮若市、小竹町、鞍手町が連携して、域内の情報発信を積極的に行い、地域の活性化を行う。 ع 解 決 の 方 策 自然、歴史、文化、暮らしなどの地域資源を活かした学び・体験プログラムを地域住民が主催者として実施し、地 域内外からの誘客を図るとともに、地域外に情報発信を行う。 体 的 手 法 E (Do) 学び・体験プログラムである「ちょっくらふれ旅」夏に8のプログラム、秋に5のプログラムを実施しました。プ ログラムは担い手主導で行っていたたきました。さらに、担い手の一つアロハフラの担い手さんが筑豊フェアのス 実 テージイベントにも参加して頂きました。 施 【平成28年度実績】 秋 5プログラム 内 夏 8プログラム |担い手 8人(内団体2) また、平成28年10月1日 福岡市天神中央公園にて筑豊フェアに参加し町のPR及び特産品の販売を行いました。 事業数 2事業 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に В B 計画通りの効果があった | E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 平成27年度の担い手4人(内団体2)から平成28年度は、倍の担い手 評 8人(内団体2)となり、新しいプログラムの追加となりました。参 ь 目標を上回って達成 加者が応募枠を超える人気のプログラムもありました。しかし、逆に 価 c ほぼ目標どおり 他の地域との同様のプログラムがあるため、参加者が分散したため、 内 d 目標を下回った 参加者がおらず開催できなかったプログラムもありました。これらに 容 目標を大きく下回った ついては、魅力あるプログラムとするため、行政も連携していかなけ ればならないと考えています。 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 I 貢献している 指標である事業件数をクリアしており、また、担い手による自主活動 貢 や地域の魅力などのPRを併せて行っていることから貢献できている Ⅱ やや貢献している 献 と判断します。 Ⅲ 貢献の度合いが薄い $\mathbf{I}$ 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 方向性区分 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 事業規模拡大 連番35、連番36、連番37については、広域連携の強化の指標を掲げて 策定時の精査及び連携事業の把握の整理ができていなかった ii 現状のまま継続 ため、今回整理を行います。策定時には未実施としていた事業数を策 直 iii 改善しながら継続 ii 定時は8事業とし、平成31年度末の事業数を20事業と変更をします。 iv 事業規模縮小 今後連携事業の拡大は連携中枢都市圏事業においてがほぼとなりま v 事業変更 す。各課局と連携し、事業の連携推進を行っていくこととします。 → 15事業 (目標値) 次年度以降指標変更 3事業(策定時)

# ■平成27年度ちょっくらふれ旅担い手

区分	プログラム名	参加者数	備考
夏	レッツフラダンス 「初めてのフラダンス」	10	
	あなたもフラガール	5	
	ウクレレを聴きながらハワイアンティータイム	13	
秋	養鶏場(たまご屋さん) で体験!オリジナルたまごパック作り	8	
	平安の仏と語る こころの巡礼	43	
	鞍手の歴史探訪	13	

92

# ■平成28年度ちょっくらふれ旅担い手

区分	プログラム名	参加者数	備考
夏	ウクレレを弾きながら優雅にハワイアンティータイム	15	
	あなたも今日からフラガールに返信 フラダンスで綺麗に!健康に!	10	
	青春の思い出をもう一度 くらて学園で学園生活に戻りましょう	0	
	養鶏場(たまご屋さん)で体験!オリジナルたまごパック作り	6	
	亀甲山窯元に学ぶ親子陶芸教室	25	
	作ってにっこりもらってにっこり 親子で楽しむ絵手紙づくり	0	
	親子で冒険!そしてクリアーせよ。スカベンンジャーハント	44	
	親子で楽しくDIY体験 わくわく木工教室	30	
	秋の名曲を弾きながら優雅にハワイアンティータイム	0	
秋	あなたも今日からフラガールに変身 フラダンスで綺麗に!健康に!	0	
	養鶏場(たまご屋さん)で体験!オリジナルたまごパック作り	0	
	平安の仏と語る こころの巡礼~ウォーキング	42	
	鞍手の歴史探訪と勾玉づくり	21	

193

# ■筑豊フェア

平成27年10月3日(土) 福岡市天神中央公園にて開催 町のPR及び特産品などの販売 平成28年10月1日(土) 福岡市天神中央公園にて開催 町のPR及び特産品などの販売

### まち・ひと・しごと創生総合戦略 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価・点検⇒見直し) 平成28年度 基本目標 政策推進課 その他の課地域振興課 連番 主管課 基本目標 地域の安全・安心は地域で守り、広域連携を強化する 開始年月到達年月 検証 テーマ 広域連携の強化 K P I の H27.4 H32.3 事業名 直方宗像線沿線自治体連携事業 指標(実施に関する目標達成の状態) 重要業績指標(KPI) 基 体 住みよいと感じている人の割合 連携事業件数 項 的 本 46.2% 策定時 未実施|変更→ 3 事業 策定時 目 目 目標値 5件 15事業 目標値 80.0% 標 標 現在値 13事業 進捗率 値 86.6% 最終値 補助事業名等及び特記事項 科 目 決算額 国庫支出金 財 155千円 個性ある地域づくり推進事業補助金 県支出金 源 事業費 (決算額) **ത** 地方債 (単位:千円) 種 その他特財 類 一般財源 200千円 計 355千円 備 考 (Plan) 直方市、宗像市及び鞍手町が相互に連携し、それぞれが有する資源を有効活用した広域連携事業を協働で実施する 題 ことで、直方宗像線沿線地域の広域連携による一体的な地域振興及び沿線地域の活性化を行う。 ع 解 決 の 方 策 直方宗像線沿線地域の活性化に寄与する事業を行う。事業については、青少年の育成、高齢者支援、障がい者支援 具 など福祉の増進、環境の保全、安全、安心、産業の振興及び観光交流、文化及びスポーツの振興に関する事業を実 体 施する。 的 手 法 (Do) 平成28年度においても、直方市、鞍手町及び宗像市が相互に連携し、それぞれが有する資源を有効活用した広域連携事 業を協働で実施することで、直方宗像線沿線地域の広域連携による一体的な地域振興及び沿線地域の活性化を目的に事 実 業を行いました。 |道の駅のむなかた(8月28日)及びグローバルアリーナ(9月17日)において、「鞍手ぶどう」の物販行いました。 施 た、各市町のイベントへの出店(元気まつりへ宗像市が出店)、沿線自治体での商品開発として各市町の特産品を活用 内 した「グラノーラ」の開発を行い、各市町のふるさと納税者各50名ずつに試食品を送付しアンケート調査を行いまし た。今後については、事の問題、販路の確保等を検討する必要があると考えています。 事業数 2事業 (Check) 計画以上の効果があった D 計画通りであったが、事業効果はなかった 評 事業の取組内容に В 計画通りの効果があった E 計画が遅れ、効果もよくなかった 価 対する評価 C 計画が遅れがちであったが概ね計画通りの効果があった F 計画が大幅に遅れ、効果も得られなかった KPIに対しての評価 評価の理由 a 目標を大きく上回って達成 昨年同様、町の特産品をPRのツールとして販売し、目標事業件数は 評 達成でき、ほぼ目標どおりであると判断します。また、同時に町の魅 ь 目標を上回って達成 価 力発信の一助にもなっていると考えます。 c ほぼ目標どおり 内 d 目標を下回った 容 目標を大きく下回った е 達成できなかった 貢献度区分 貢献度の理由 I 貢献している 指標である事業件数をクリアしており、また、町の特産品などのPR 貢 を併せて行っていることら貢献できていると判断します。 Ⅱ やや貢献している 献 Ⅲ 貢献の度合いが薄い $\mathbf{I}$ 度 Ⅳ 貢献できていない 見直し(Action) 実施結果や評価を踏まえた今後の方向性や改善内容 方向性区分 事業規模拡大 連番35、連番36、連番37については、広域連携の強化の指標を掲げて 策定時の精査及び連携事業の把握の整理ができていなかった ii 現状のまま継続 ため、今回整理を行います。策定時には未実施としていた事業数を策 直 iii 改善しながら継続 ii 定時は8事業とし、平成31年度末の事業数を20事業と変更をします。 iv 事業規模縮小 今後連携事業の拡大は連携中枢都市圏事業においてがほぼとなりま v 事業変更 す。各課局と連携し、事業の連携推進を行っていくこととします。 → 15事業 (目標値) 次年度以降指標変更 3事業(策定時)

# ■平成27年度直方宗像線沿線自治体連携事業

No.	プログラム名	期日	内容及び物販品
1	道の駅むなかたでの物販	8月29~30日	ぶどう (420kg)
2	グローバルアリーナでの物販	9月21日	ぶどう (80kg)
3	路線バスを利用したモニターツアー	2月~3月	路線バスを利用し各市町の観光名所を巡るスタンプラリー

<sup>2</sup>事業実施(物販は1事業としてカウント)

# ■平成28年度直方宗像線沿線自治体連携事業

No.	プログラム名	期日	内容及び物販品
1	道の駅むなかたでの物販	8月28日	ぶどう (188kg)
2	グローバルアリーナでの物販物販	9月17日	ぶどう (45kg) たまご (30箱)
3	各市町の特産品を活用した商品開発	通年	グラノーラの開発

<sup>2</sup>事業実施(物販は1事業としてカウント)

11. 平成28年度「北九州都市圏域」による『きりん』の輝き推進事業

# 1 ブランディング事業

圏域全体の交流人口や定住人口の底上げを目指して、観光・文化・産業など様々な 分野で、産・学・金・官・民が協働できる包括的な組織体制を構築し、圏域全体の魅力のブランド構築を目指す。

- (1) 地域連携懇談会プロモーション部会の開催 地域連携懇談会の事業実施団体として設立し、意見交換等を行う。
- (2) シンボルデザイン(ロゴマーク・キャッチフレーズ等)の策定
- (3) 圏域を紹介するパンフレットおよびポスター作成







# 2 北九州都市圏域拠点整備事業

既存施設を北九州都市圏域の拠点となるように整備し、継続的な広報活動を行う。

- (1) 北九州市役所1階ロビーに圏域全体が紹介できるラックを制作。
- (2) 東京事務所「北九州都市圏域展示コーナー」の更なる充実。



# 3 プロモーション事業

シンボルマークやポスター・パンフレット等を活用し、圏域のプロモーションをおも に首都圏や九州地方で行う。

【例】羽田空港から浜松町駅間の東京モノレール1編成すべてを独占する広告掲載

## 4 PR イベント事業

圏域を構成する 17 市町で負担金を支出 ※部会特別会計 事業費 9.401 千円 (500 千円×17 市町+売上収入等 901 千円)

- (1) 内容 構成市町の特産品を集め、物産展(マルシェ)を開催し、 圏域の知名度向上を目的とした地域資源の情報発信を行う。
- (2) 日程 平成29年2月4日(土)5日(日)
- (3) 場所 東京交通会館(千代田区有楽町 2-10-1)







※有楽町交通会館1階イベントスペースでの開催している「交通会館マルシェ」

「北九州都市圏域」による『きりん』の輝き推進事業報告(平成28年度)

# 1 物産展(マルシェ)の実施(「北の九州」マルシェ実施報告書を参照)

- (1) 日 程 平成29年2月4日(土)5日(日)
- (2)場 所 東京交通会館(千代田区有楽町2-10-1)

1階:圏域の野菜・果物・地酒・米・加工品等の販売

6階:「豊前海一粒かき」の振る舞い(商品購入の方に限る)

(3) 来場者 1階:1日目:1,600人 2日目:835人 合計2,435人

6階:1日目:213人 2日目:118人 合計331人

(4) 売上げ 1日目: 487, 420 円 2日目: 243, 300 円 合計 730, 720 円

(5) 鞍手町物販品 鞍手いちご 味宝卵 きらくめんべい











# (6) 結果

2日間において51品目(3商品×17市町)全て完売。特に青果類については、かなり早い時間帯での売り切れが続出し、また「無農薬」の言葉に反応する人がかなりおり、商品の姿かたちはあまり影響ないようだった。

一方、加工品についてはラッピングにデザイン性があるものが人気であった。車での来場者が少ないため、試食では好評であっても持ち運びに苦労する重い・大きいものは敬遠されやすかった。今後首都圏での売り出しを検討するのならば、商品のデザイン性(ラッピングの工夫)や小型化は重要なポイントになると予想される。

商品購入者へ「豊前海一粒かき」をふるまった6階もかなりの集客があり、用意していた席が満席になる時間帯もあった。市町のパンフレットにも積極的に手が伸び、圏域のPRを担当する職員と積極的に交流する姿が多く見られた。

## 2 事後調査の実施

物産展(マルシェ)の売上げを活用し、一過性のイベントではなく、東京にて常設販売するための圏域特産品のマーケティング調査を行った。

によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。良いところを見つけ出し、育て、デザインすること鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、



●「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。

【ふっくら くらて】 [ 名詞]